

平成 27 年 第 1 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 9 号

平成 27 年第 1 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 27 年 2 月 18 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成 27 年 3 月 2 日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成 27 年第 1 回まんのう町議会定例会会議録（第 3 号）

平成 27 年 3 月 4 日（水曜日）午前 9 時 30 分 開会

出席議員 16 名

1 番 竹 林 昌 秀	2 番 川 西 米希子
3 番 田 岡 秀 俊	4 番 合 田 正 夫
5 番 三 好 郁 雄	6 番 白 川 正 樹
7 番 本屋敷 崇	8 番 白 川 年 男
9 番 白 川 皆 男	10 番 大 西 樹
11 番 藤 田 昌 大	12 番 松 下 一 美
13 番 三 好 勝 利	14 番 大 西 豊
15 番 川 原 茂 行	16 番 関 洋 三

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

12 番 松 下 一 美	13 番 三 好 勝 利
--------------	--------------

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 青 野 進 議 会 事 務 局 課 長 補 佐 常 包 英 希

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 斉 藤 賢 一 総 務 課 長 齋 部 正 典

企画政策課長	高 嶋 一 博	税 務 課 長	田 岡 一 道
住民生活課長	森 末 史 博	福祉保険課長	川 田 正 広
会計管理者	仁 木 正 樹	健康増進課長	奈 良 泰 子
建設土地改良課長	池 田 勝 正	産業経済課長	久留嶋 一 之
琴南支所長	雨 霧 弘	仲南支所長	和 泉 博 美
学校教育課長	尾 崎 裕 昭	社会教育課長	脇 隆 博
水道課長	天 米 賢 吾	地籍調査課長	高 橋 守

○関洋三議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○関洋三議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、12番、松下一美君、13番、三好勝利君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○関洋三議長 日程第2、一般質問を行います。

本日も5名予定しております。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず最初、川原茂行議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

15番、川原茂行君、1番目の質問を許可します。

○川原茂行議員 おはようございます。まず、私、2点ほど質問、並びに、質問だけでなく、きょう、私のほうの常任委員会に付託された案件についても質問いたしますので、そこらは町長さん、質問だけでなく、別の角度からも御答弁いただければありがたいなと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず1点目の広域水道事業についてお伺いいたすわけではありますが、おとついの町長の施政方針がございました。その前に2月16日に建設経済常任委員会があつて、そのときの私の報告にもありましたように、その委員会の席では、町長さんがおっしゃることが、水道事業については非常に慎重に考えざるを得ないが、この2月16日の段階では、設立準備協議会は将来的に必ず増大してくる老朽管や浄水施設の更新及び維持の観点から、単独経営では厳しくなる時期が到来するため、参加したいと考えているという答弁がございました。

初日の施政方針の中では、かなりこれが変わってきております。町長さんが慎重にお考えになっておると、こういう字句に変化してきております。

まず、12月の議会中に知事さんが来^赤されました。私の考えは、県民の生活向上を基本に考えてくるのが知事さんの立場であろうと思います。町長さんはまんのう町民の生活安定向上のために全力を尽くすのが町長さんであり、課長さん、議会議員であろうと、こういう認識で私はおるわけです。

そういう中で、非常にこの水道の広域化ということについては、本当にここ27年度の最大のいわゆる対外的な交渉事でありますから、慎重かつ勇気を持った決断をしなきゃならない年度でなかろうかなと思っております。

振り返ってみますと、知事さんいわく、いろいろ話しておる中に、必ず香川県の人口が減少してくる、これが一つ。町長さんの施政方針の中では入^赤ってないんですが、したがって香川用水が余るとというのが一つ抜けておると。3点目が水道事業の財政的な困窮が含まれてくるから、広域化にしたいというのが知事さんの考えであろうと。私はその3点を捉えております。

その3点についてお伺いするわけですが、まんのう町も独自に水道課のほうで、課長以下、それぞれの職員が水道事業のことについて、今のような経緯、これから広域化になった場合の試算をされております。県は県で試算をされたのを見比べてみますと、試算が少々ずれがあるかもわかりませんが、今のところ、まんのう町が高くなる、町民に迷惑かけるような推移ではないという結果が出ております。

そういう結果を踏まえながら、今後、考えていかな^赤、いけないんじゃないかなと思っておりますが、私、たびたびまんのう町の財産は森林と農地という言葉は相当今まで使っております、合併以来。仲南地区でもそういう言葉は使いましたが、合併後もそういう言葉は何回も使わせていただいておりますが、考えてみますと、まんのう町に3本の河川があるわけです。西からいきますと財田川、真ん中に金倉川、そして東に一級河川の土器川と。町長さんの施政方針の中にも、この森林に触れられてきたのは、今回、ある程度具体的に触れられてきた数少ない資源の一つという言葉が使われたのは、私、あんまり聞いたことがなかったんですが、今回、そこまで踏み込んでこられたなど。それは、私、期待を持っておるわけでありましたが、一級河川は香川県に1本しかないのがまんのう町を通して。1番延長の長いのが綾川で35キロ余り、2番目が財田川で34キロ余り、3番目が土器川で、財田川と数百メートル延長が違うわけである。といたしますと、香川県は県土が狭いところへ持ってきて、阿讃山脈から瀬戸内までの距離が三十三、四キロ、そこらの河川なんです。ということは急峻だということなんです。阿讃県境に降った水が、瀬戸内まで入るのに4時間か5時間もありや海まで行ってしまうと、そういうところの地形が香川県なんです。ですからこの水に関しては、私、振り返ってみると、野口ダムが初めて着手したのが昭和38年で、それは道からつけました。ダム本体ができて通水したのが昭和43年。そのぐらいから、私、農業が私の仕事でございますから、水に対する関心

は人一倍持っておったわけです。

そういう中で、やはりまんのう町だけが考えるのではなくて、下流の方、山で、森林で降雨がある、そして腐葉土と一緒にプランクトンが瀬戸内へ入ると。入ったところで魚の漁獲量がふえると。これはそういう仕組みがあるわけです。したがって、海の方にも森林のありがたさを理解していただきたいなど。我々も海を荒らさないように森林を保護しなきゃいけないと。こういう気持ちになって、町長さん、先ほど言いましたように、森林に限られた本当に資源だという認識をされております。

ちょっと言わせていただきますと、本町の7割を占める森林を守り、水を育む自然環境の創造において、森林は緑のダムとも言われるように、きれいな水を育み、地球温暖化の防止、汚れた空気の浄化、木材の生産、さらには心の安らぎの空間として利用され、その保全が強く求められております。このかけがえのない森林を次世代へ引き継ぐことは、私たちの使命であることから、森林の持つ生活環境の保全や、災害の防止及び生物多様性の確保などの公益的機能の発揮や今日的に期待に応えていくために、地域の特性や要望などに応じて保全、整備を行ってまいりますと、こう言われております。

地方創生における地方版総合戦略の策定において、新たな林業事業の可能性を見出し、産業として成り立つ方法を検討してまいります。さらには数少ない本町の誇れる資源である森林有価物を活用することで雇用創出を図り、産業の起爆剤とすることで若者の定住促進にもつながればと、町長のすばらしい字句なんです。考えはすばらしいと、私、本当に思っております。ただし、この答えをどう持っていくのか、まずお聞きいたします。

森林環境税、私、海と山と言いましたが、当然森林で降った水が下流の方もそういう恩恵を受けておる、こういう観点から、いまだに見解が通らない。これは県の主導で何とか森林環境税を早期にやっていただくことが、今後の水道事業にも大きくかかわってくるだろうと。

今、県のほうが幾らでもお金があるわけでないわけで、財政的に厳しいわけですから、まず一番手は森林環境税を出すと、可決すると。当然我々が主張するものを理解していただかなければいけないわけですから、そういうお考え、まず、その1点目からまいります。森林環境税、それ以外に財政的に森林を保護したいと。これ、丸亀でやるわけにはいかないんです。まんのう町しかない立地条件なんです。ですから、そこらのことをどう町長、今、お考えになっておるか。非常に森林は限られた資源であると、ここまで町長深く思われておるわけですから、何らかの形で森林を守っていくのはここからいくんだというお考えをまずお伺いいたします。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

まず、森林環境税についてでございますが、我々、町村会のほうでも、この森林環境税については非常に早くから要望いたしておりました。毎回、県への重点要望の中の一つにも最重点課題として森林環境税の創設ということを強く訴えておるところでございます。

いろいろ話を聞いておりますと、県のほうにも、かなりそのことについては理解をしていただいておりますが、なかなか議会のほうでは難しいところがあるということですが、これからも粘り強く働きかけていきたいと思っております。

香川県だけではまんのう町だけが入っておるんですが、水源の里の話がございます。水源の里の原則、原理といいますのは、上流は下流を思い、下流は上流に感謝する、これが大きな理念でございます。それをもとに、今、いろいろ活動しておるところでございます。

ですから、森林環境税についてはこれからも県のほうへ十分早期に完成されるように働きかけていきたいと、このように思っております。

また、もう1点目でございますが、おとといの所信表明演説でいろいろ話をさせていただきました森林のことに関してでございますが、これは先ほども申しましたように、地方版のまんのう町独自の総合戦略をこの1年間をかけてつくっていかなければならないわけでございます。その中で、やはりまんのう町の限られた本当に貴重な資源である森林を生かせるような方策をこの1年間をかけて、しっかりとした総合戦略の中に盛り込んでいって訴えていきたいと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 町長さんは、私も冒頭申しましたが、森林をこれだけ強い表現をされたのは、私は初めてお聞きしたから感銘しておるわけですが、これは水道事業でこういうものが一番重要になってくるわけです。立地条件の違うところが統合するわけですから、当然まんのう町の意見としても言わなきゃいけない問題が多くあると思います。

その次、ここで微妙な発言を町長さんはされておるんです。香川県内の水道事業総合計画が本格的に動き出しました。これは人口減少社会において、水道事業者が持続的な経営で事業運営を行っていけるよう、国が支援する仕組みづくりを提案したことが発端だと考えています。本町といたしましても、まだまだ町内には多くの老朽管や老朽施設が存在していることから、今後も計画的な管路の耐震化や施設整備を実施しながら、震災に強いライフラインの構築に努めているところです。しかし、将来にわたって安定した水道事業経営を考える上で、人口減少問題は避けて通れないことから、自己試算も並行して実施しながら、県内広域水道事業加入によるスケールメリットとデメリットを冷静に分析し、将来に憂いを残さないためにも、設立準備協議会に参加して議論していくことの可否を精査していくところでございます。当協議会に加入することになれば、町民の皆様にも不利益が生じないよう交渉していかなければならないと考えております。

町長さん、ここで非常に慎重な言葉を使われておる。加入するでもなく、しかし、しないとは言わない。いろいろなことを、今、お考えになっておられるだろうと思っております。

そこで、まず二つあるけん、あんまり言いよったら時間をまた延長してもらわないかんようになるんですが、町長さんのお考えになっておるようなところ、今後、もしまんのう町が入るとすれば、町長さんは何らかの形でまんのう町の今、坂出と善通寺が意思表示し

てないわけですが、そのほかのところで立地条件の違うところと一緒にするわけですから、当然これは問題点がかなりすり合わせしなきゃ話が前向いていかない。うまくいかない場合は当然参画することから脱退するということになるのかなと私は思っておりますが、そういう覚悟はお持ちなのかどうか、この点を確認させていただきます。

○関洋三議長 再答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの水道事業広域化についての御質問にお答えいたします。

水道事業広域化につきましては、平成25年4月より、県と8市8町で構成する香川県水道広域化検討協議会で協議が進められてきました。本年4月より発足予定であります設立準備協議会に本町を含む6市8町が参画予定となっております。

この設立準備協議会に参画を決断した要因は、現在、県内水道事業者が共通して抱える問題としては、今後の自治体人口減少を見据えての給水人口減による給水収益の減少と、それに相反して、近い将来、確実に増大してくる浄水場や老朽管等の更新事業への投資による水道料金の大幅な値上げ及び東南海・南海大地震に備えての耐震化への早期対応、また、ほぼ毎年発生している香川用水の取水制限による供給力の低下に対応するための香川用水の再編等、これらの課題を克服していくためには、町単独で対応していくより、課題を共有する広域化設立準備協議会の中で解決を図っていくことが将来のまんのう町のためにも重要であるというふうに判断いたしました。

なお、この設立準備協議会への参加を考慮するに当たっては、昨年12月の一般質問への回答において、まんのう町が参加の可否を判断する要因として2点上げました。

1点目が、県の試算だけでなく町独自でも経営試算を行い、その結果を踏まえること、もう1点が、四条浄水場の統廃合により水道事業創設以来自己水源のみで運営してきている当町に、四条浄水場給水区域のみとはいえ、香川用水の水を導入することに対する長所と短所の考察、この2点については直接住民に影響を及ぼすことであるため、熟慮して判断するとの回答をさせていただきました。

自己経営試算の結果では、県の試算と比べて町単独経営のほうがわずかではありますが有利となるものでございましたが、県の経営試算が高くなっている要因としては、基幹である高屋原浄水場の改修計画事業費が膨大な積算となっているのが原因であるため、今後、企業団設立までの最大3年間の設立準備協議会の中で具体的な事業計画を立案していくに当たって適切な事業計画を策定し、過大な計画による水道料金への転嫁を避けること、また香川用水導入の件については、企業団となっても当町は自己水源による優先的な運用を行い、香川用水は濁水等の緊急時使用とすることの2点の計画変更について県に要望を行いました。

その結果、各水道事業者の独自性を活かした柔軟な対応を行いたいとの回答でありましたので、企業団設立までの最大3年間の準備協議会の中において、この2点を遵守いただけるよう最大限の努力を図っていくことを念頭に参画することに決断しました。

今、川原議員さんから、もしこれが決裂したらどうなるのかということの話でしたが、

決裂すれば、当然参加はできないと、そういうような気概と覚悟を持って協議会に臨んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、川原茂行君。

○川原茂行議員 町長さんの中で、もしまんのう町が言いたいことが通らなかったら脱会はあり得ると、そういう私は受けとめ方をいたしております。

ここで、平成6年のことを振り返ってみますと、やっぱりまんのう町は過去幾度の渇水も自己水源のみで運営してきております。特に平成の渇水のときに、高松砂漠と言われましたが、香川用水にも水をまんのう町から送った経緯がございます。

私、ちょっと体調を乱して、その前に話す機会があったわけですが、会えんかって、退院後に県のほうからちょっと話がしたいということで、私一人ということだから、ちょっと局長にも確認してください。私一人が話しするのは個人的な意見になりますからと言うんですが、県の課長、主幹2人が、いや、それは1人でいいと。こういうことを確認した上、返事がそう来たものですから私もお会いして、そういう話もさせていただきました。

自己水源でやっておるところと、100%香川用水に頼っておるところ、いろんなことを町長さん御存じだと思いますが、その上、こういうことも言わせていただきました。47都道府県が東京で企業誘致合戦をやるわけです。企業さんを寄せて自分のところの県のPRをするわけです。そのときに、それが解散してから後に、企業さんに香川県は早明浦ダムから香川用水を通して水はありますよという特別な説明をして回っておると。それはこの間も確認しました。課長、主幹さんに、そういうこと御存じですかと。それは先輩から聞いておりますと。そういうことを言われておりましたが、やっぱり風評被害というのがあるんです。早明浦に依存しておる香川県。香川県の水は自己水源がないと。早明浦が絶えずテレビで放映される。3年、4年に1回は枯渇してしまって湖底が見えるのが、東京が一番企業さんが多いわけですが、そちらのほうの方は、香川県は早明浦がなくなったらもう水がないと、こういう考えをお持ちになっとるんです。これを風評被害と言われるから、私は、香川県の自己水源をこしらえたらどうですかと。香川用水は当然今までの契約上、2億トンぐらいは来るわけですから。しかしそれは早明浦があつての話なんです。なくなったら減るわけですから、肝心なときに。だから、香川県の自己水源を持たなければ、香川県に企業さんはなかなか来てくれませんよという話なんです。これ町長さん、よくお聞きいただきたいと思います。

もう1点、統合しますと、老朽管施設、浄水場の数が減少するわけですから、数字的には合うんですが、これはまたリスクがあるんです。

このまんのう町の合併も同じなんです。同じとは言わない、よく似た問題。財政合併、財政が厳しくなると合併したわけです。しかし、これはやっぱりいろんなところが人口減少に完全にひっかかってくるんです、このために。統合すれば人口減にひっかかってくるんです。そういう拠点が一つでもなくなることが人口減少に影響してくるというのも、数字だけでないものもこの中に含んでくる。それは、町長さん、よくお聞きいただきたいと思

います。

いいものばかりであれば、当然、皆さん、広域化に入ります。でも、何かがある。リスクが伴うんです。どちらを選ぶかが27年度の大きな課題であろうと思っておりますので、その点を一つ、町長さん、再度、お聞きして、この件は終わらせていただきます。

○関洋三議長 再答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

今現在の香川県の状況は、早明浦ダムに大きく依存をしておると。早明浦ダムの貯水率に一喜一憂しておるとというのが香川県の現状でなかろうかなと思います。

そういった意味で、香川県独自の自己水源を持つということは、私も絶対必要であると思っております。そういったことで、これからもその点についても十分県のほうへも要望してまいりたい、このように思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、川原茂行君。

○川原茂行議員 中長期的に、ダム建設も含めて考えていただきたいと思ひます。

○栗田町長 香川県独自の自己水源を確保するということは、とりもなおさずダムの建設につながっていくものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 以上で、川原議員、1番目の質問をこれで終わります。

川原議員、続いて2番目の質問を許可いたします。

○川原茂行議員 2番目は職員の士気高揚ということについてと。非常に抽象的な書き方かも知れませんが、私、本来、やっぱりまんのう町民ふるさとというのは、非常にお互いに郷土愛というものを持たなきゃならないなと。職員200名おりましたら、非常に課長さんが優秀なのはわかりますが、まんのう町の課長さんを抜いた職員さん、いろんな方がいろんな知恵を出して、まんのう町のいいところをまた見つけてくださいということも、12月議会か9月だったか、私、定かではないんですが、そういうことも言わせていただきました。

新しく入ってきた職員が、よしとやる気が入ってくる。入ってきた途端に、先輩がこの程度かとなってくれば、やっぱり新しく入ってきた職員はそれに交わってしまうわけです。

私が思っておるのは、やっぱりいろんな発想をして、危険なところもあるかも知れませんが、それは町長さん、全部聞くという意味ではないんですよ。でも聞いてやらなきゃいけない。どういう根拠のもとに、こういう本当に発想をしてきたんかと。これを課長が聞いてあげる。課長が町長に進言する。全部が全部いいことばかりじゃないんですが、いかんものはいかんのやから、でも聞いてあげることが一番大事なんです。職員の言うことを、もうそんないかんわといいよったらやる気がなくなってしめて、もう机の前の事務処理になってしまう。これは町長さん、副町長さん、教育長さん、みんなそれぞれ立場は違いますが、課長が自分と一緒にやっておる職員の意見をいろんな意見が出てくると思いますが、引き出せるような場所にしなきゃいけない。まず、これは聞いてやらなきゃ、若い職員も言うたって聞いてくれんのやったらやめとけやになるんです。これが一番

怖い。課長も、町長に言うたって、町長聞かんのやったら、もうわしも、あほらしいがと、こうなったらどうなりますか。これが町民に対して一番まずいんです。

まずは、できるかできんは2番にして、それはできるものとできんものがございます。でも、職員の若い人が言ってきたものを課長が吸い上げてあげる。生きる環境づくり。ほんで課長が聞いたら、町長、副町長に進言する。聞いてあげる場所がないから途中で、もうやめとけになる。これが町民に対して一番まずいんです。私はそう思っておりますが、そこらのお考え、実感はどうですか。町長さん、副町長、ちょっと2名にお聞きします。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの職員の士気高揚についての御質問にお答えいたします。

職員の士気高揚を図ることにつきましては、能力向上、組織の活性化につなげる人事評価制度に取り組み、平成28年4月からの本格導入に備えたいとまず考えております。

そして人事評価制度としての職員の処遇などについての体系を整備し、ルール化することにより職場と職員との円滑な関係を築き、事務管理の効率化を図るというものでございます。

また、若手職員の幅広い能力を開発し、ゼネラリストのほか、特定の分野においてはスペシャリストを育成する人事ローテーションや、男女間格差のない人事配置の推進に努めるところでございます。

行政事務事業の改善においても職員の提案を奨励し、これを積極的に採用実施することにより、事務事業の効率化に資するとともに、職員のモラルと職場の士気高揚が図られると考えております。

川原議員さん御指摘のように、まんのう町も優秀な若い職員、またベテランの職員たくさんおられます。そういったことで、私も今までの前例踏襲主義でなく、新しい発想のもとで、新しい時代に即したいろんな施策をやっていかなければならないと十分考えております。

おかげでまんのう町は42億円の財政調整基金ができております。それもいかに有効活用するかということで、来年度には子ども未来夢基金等々も創設をさせていただきました。特に、今回の新年度予算では、今までにない、ほかの町にもないような斬新な定住促進の条例とか、いろんな施策が出てきておると思います。

まんのう町におきましては、ことし、合併10年目を迎えるわけですが、ある程度、今までの9年間でハード面、施設の改修等はかなり進んできたものと思っております。学校関係の耐震改修もほぼ終わり、ことし、来年については大規模改修にも着手しようということで、ある程度、ハード面については整ってきたかなと。

今後は一層ソフト面、子育て面、こういったものに若者定住といった観点で施策を実施していきたいと思っております。それには今回のまんのう町版の総合戦略を起爆剤にするのも大きな要因であると思っております。この戦略策定に関しましては、まんのう町職員挙げて知恵を絞り、創意工夫をして戦略を立てていき、新しいまんのう町の進むべき道を見つけ

ていきたい、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〔「いいぞ」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 続いて、副町長。

○栗田副町長 川原議員さんの御質問にお答え申し上げます。

先ほど町長が申しあげましたような内容でございますけれども、私も職員の意見、要望に耳を傾ける、これは大変重要なことだというふうに思っております。

26年度の人材育成の一環といたしまして、私のほうから各課課長以下、それぞれの課において創意工夫をなささい、アイデアを出しなさい、それぞれが考えて、どんなことでもいいからそれぞれ問題を見つけて、その問題を改善するため、また問題でなくても、新しい事業についてもアイデアを出しなさいということを私のほうからも一つの大きな命題として職員に対して申しておりますので、これが26年、あと1カ月弱ありますけれども、どんな形で出てくるかも楽しみにいたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、耳を傾ける、門戸を広げるというのは大変重要なことだというふうに思っております。以上です。

○関洋三議長 川原議員の発言時間、持ち時間はあと4分というふうに示されておりますけれども、先ほど、川原議員のほうから発言時間の延長を求めるような発言がありました。議長としては規則を変えるわけにはいきませんので、十分守っていただきますようお願いいたします。

それでは再質問、川原議員。

○川原茂行議員 今、町長、副町長さんのお話を聞きまして、できれば、私、4分だそうですので、議長にくぎを刺されておりますので、特に私も素直なほうですから、守らないいけないなと思っております。

少なくとも、きょう、議会3月、178億の予算に入っている、27年度の議会であります。これのいかんによっては27年度が大きく町民に左右する、こういう時期でございますから、今、私が申しあげましたのは職員の士気高揚、これは町長さん1人でやるよりは、200名でやるほうがよっぽどいい知恵が浮かぶんです。間違いないですから、これは。ですから、せめて議会が終わるまでに各職員から、うちの議員16名おりますから、議会のほうからこういうふうな話があったと、もう何を言っても、こういうような異端児がおったんかというぐらいな話を聞かせていただけるように、ちょいちょい私も職員の方に聞いてみます。そこまで浸透しておるかどうかわかりますので、この点、ひとつ十分考えていただきたい。課長全部おいでるわけですから、課長がすつと言えば、あす、きょう中には伝わるわけですから、まずやる気を起こさす、これを重ねてお願い申し上げます。これが、あすの未来をつくるまんのう町の姿であろうと、私、確信を持っておりますので、町長さん、この点、この議会閉会後には職員の姿勢が少しでも変わって見えるような形でお願いしたい。町長さんが言わなくても、課長さん全員おるわけですから、課長、きょうの昼飯にはもう全部に行き渡っておるかもわかりませんが、私はそういう目で見ております。

ので、この点、課長さん全部に聞くわけにいきませんから、町長さん、再度、この議会が終わるまでにはひとつ徹底しますという言葉を知りたい。お願いします。

○関洋三議長 再答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

職員がやる気を起こすような気を持たせるということも、私、トップとしての大きな役割の一つであると思っておりますし、職員が能力を十二分に発揮できる、これもまんのう町の将来の大きなものにかかっていると思っておりますので、今後どうぞよろしくお願いいたします。

○川原茂行議員 それでは、私、これで終わらせていただきます。

○関洋三議長 以上で、15番、川原茂行君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

次の白川年男議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

8番、白川年男君、1番目の質問を許可いたします。

○白川年男議員 議長の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

私は中学校問題と農業立町まんのう町の農業の将来をどうしたらいいものかと、そういう二つの題目について一般質問をさせてもらったらと思います。

まず、中学校PFI問題の方向性について。

これは、昨日、竹林議員のほうから詳しく質問し、また町長のほうからも丁寧な答弁をいただきました。また、委員会のほうでも、これからの流れというのをある程度、コンセンサスを見ております。そして、この辺について私なりに二、三の質問をさせていただいたらと思います。

確かにまんのう中学校については、外見は大変立派にできております。しかしながら、中身についてはいろいろとふぐあいが多く出てまいりました。施工主の大成建設、特に山内社長からも十分誠意を持って今後の対応をして、悪いところは十分修復すると、そういう確約も取りつけております。そして、今までPFI特別委員会いろいろ人事交代はしたもの、前委員長を初め、全員の議員の集約の中で今日があるんでなかろうかとも思っております。

そして、昨今、第三者委員会、これは本当になかなか近隣の優秀な人材の集まりかと思っております。その中のいろいろ討論等も皆さん方も御存じとは思いますが、非常に中身の濃いいろいろな角度からのやりとりであったかと思っております。

(三好郁雄議員退席 午前10時19分)

そして、このPFI契約において、私も恥ずかしながら十分な勉強はできておらんのですけど、この要求水準書に示す水準、これは本町が示す、これぐらいの学校をつくってもらえんやろかと、最低といたら語弊がありますが、そういう要求水準書に入っておれば、あとは先方さんのいろいろな創意工夫とか、先方さんでいろいろ工夫をして提案を行

ってくれる、こういう仕組みかと思います。

車で言うならば、スタンダードから始まって、グレードがだんだんだんだん高くなると。大成建設にしても、それは全て超グレードの高い資材も使わんだろうと思うし、使う必要もなかろうかとも思います。そういう中で、やはりいろいろと例えばガラスにしたら４．５ミリと設計にはそうなるとるが、それが４ミリになったり、ただ厚いんがいいだけでもなかろうかとも思います。それは大成の設計士の中でこれにしたんだろうと思います。そういう全て細かいところ、これからもしいろいろ出てこようと思いますが、先般の５人の専門家の意見の中では、これはいろいろ話し合いの中で、これはあとの運用の中で処理したらええんでなかろうかと、いろいろと問題、これから続いていこうかと思います。

(三好郁雄議員着席 午前１０時２１分)

そういう中で、要求水準書について町の考え方をまずお聞きすることと、もう一つ、竣工図について、先般、草柳先生も指摘していますが、先方ＳＰＣは工事完了時に設計図、竣工図書など、一切の書類を提出しなければならないし、また、当然書類一式を提出しております。しかし、竣工とは施設の完成あるいはＰＦＩ事業の完了という意味にはならんとは思いますが、その辺の竣工というところがもう一つ定かでないのがＰＦＩ事業でなかろうかと思います。

そして、草柳先生が出しておる最後のほうに、ＳＰＣが不完全な図書を竣工図として本町に提出したのは、設計図書の持つ意味に関する認識の意識が希薄であったことは事実であるとうたっております。一方、また契約図書の記述についても問題が多々あるのも否定できないと、専門家の先生はこういうふうに言っております。

私の私見というか、考えですけれども、こういうことはなかろうかと思うんですけども、ＳＰＣは竣工図書をまずこの時期までに出して、あとふぐあい、いろいろ問題が出れば、先方、すなわちＳＰＣ、大成側でしまいいていくと。だから２５年の間にいろいろ問題点は解決して、そして立派な学校にしたらええんでなかろうかと。そういう考えがあったから、そうでもなかろうとも思うが、３００カ所に余ってのいろいろな指摘の事項が出ております。

この二つの要求水準書、これは当然両方で話し合ったんだろうと思うんですが、それと最後の竣工図の位置づけについて、町のほうの考えをまず二つお聞きしたらと思います。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川年男議員のＰＦＩ問題の方向性について、通告に基づきお答えを申し上げます。

まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業における問題への御質問でございますが、きのうの竹林議員からの御質問にお答え申し上げましたが、この問題を早期に解決いたすべく、現在、まんのう町ＰＦＩ事業問題第三者検討委員会を設置いたし、議論を行っておるところでございます。

ＰＦＩ問題対策特別委員会副委員長であられる白川年男議員さん御承知のとおり、本町

の契約相手の P F I 事業者である株式会社まんでがんパートナーズ代表取締役及び大成建設株式会社代表取締役社長より、問題解決に係る調査費用及び改修費用の全額負担の確約を昨年 6 月には取りつけております。

私といたしましては、今回の問題が発生した原因を具体的に掌握するとともに、その責任の所在を明らかにし、責任の追及方法、損害に対する賠償の請求方法については専門家に相談いたし、助言を受けながら検討し、P F I 事業者であります株式会社まんでがんパートナーズに対応していく所存でございます。

また、先ほど質問がありました要求水準書、竣工図等についても、今現在、第三者検討委員会のほうで十分検討いただいておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○関洋三議長 再質問、白川年男君。

○白川年男議員 これについても、この二、三カ月ぐらいで早急にある程度収束させなければならんかとも思っております。そして新しい次のいろいろな運用面において、この図書館、あるいは体育館は非常によかったかと、そういう町民の声が聞かれることを私も期待して、この先生、最後のところのまとめとして、皆さん、御存じかも、町長は見ておると思いますけども、最後に、P F I 事業の根幹はバリュー・フォー・マネー、価値を抑えながら価値を増していく、こういうコンセプトであり、その実現には売り手から買い手へと一方方向の流れではなく、相互に協力しながら価値ある方法を見出すことが必要であると、こういうことも書いております。そして一番最後に、この先生いわく、まんのう町と P F I 事業者がこの考えにのっとり、町民が安心して使用できる施設をつくり上げること、そして日本の P F I 事業の模範となる事業遂行方法を生み出す考えが必要であると。

(合田正夫議員退席 午前 10 時 30 分)

本当に P F I 事業はまだまだ日本でも香川県でもほとんどないです。そして高知のほうでもこの事業でやっていたんですけど、破綻になったりしたところもあります。

そういう中で、やはり蹴つまずいたところから、転んだところからまた起き上がって、よりよい建物をつくっていくと。これが我々議員に課せられた使命でなかろうかとも思っております。

そして、あとちょっと図書館と体育館、アリーナ、その辺についてお聞きしたらと思います。

次に、今後の運用、すなわちソフト面について触れさせてもらいます。

図書館については非常に好評を博しております。このような図書館は近隣、すなわち善通寺から綾歌、財田、その辺はないもんで、そちらのほうの人たちも結構来ておると聞いております。さらに 12 月 6 日でしたか、四国新聞にもこの図書館の読書通帳のことが掲載されておりました。

こういう中で、ある人からも、私、いろいろ聞かれておるんですけど、閉館時間を 1 時間ぐらい延ばしてもらえんかどうかと、そういう声を何人か聞いたこともあります。

そして、あと県立図書館との連携についても、多分、とれるんでなかろうかとも思って

おりますので、その辺についてもちょっとお聞きしたいと思います。

それとスポーツセンターについても、運営が世界のミズノが行っていると思います。本年度、本町の目玉予算である子ども未来夢基金という、これからの子供たちの指導にミズノのいろんなノウハウを。

○関洋三議長 白川年男議員、途中ですけど、それ、通告に出ていないように思いますので。

○白川年男議員 関連になつとんで。

○関洋三議長 議会運営上、ちょっとまことに申しわけないですけど、議事進行にかかわることですので、ちょっと調整させていただく。また、答弁にしても調整させていただかないと、すぐにはと思いますので、ここでちょっと時間ですので、一旦、休憩をとらせていただいて、それからまた進めさせていただこうと思いますので、御了解ください。

議場の時計で45分まで休憩をとらせていただきます。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○関洋三議長 それでは休憩を戻して、会議を再開いたします。

白川年男議員の質問の続きとなりますが、先ほどは通告に基づいた内容ではありませんでしたので、議事進行上協議をした結果、あす以降の教育民生常任委員会に所属もされております。また、予算決算特別委員会も5日間ほど予定しておりますので、その中で先ほどの質問、また続きも十分していただいて、答弁のほうも十分執行部のほうでもらうということを取り計らってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、質問者本人もその点については御了解いただいておりますので、ここで白川年男議員の1番目の質問を終わらして、続いて、白川年男議員の2番目の質問を許可していきたいと思います。お願いします。

○白川年男議員 それでは、中山間地域、我々の地域の農業の行方、この辺について私なりにいろいろ今まで考えてきたことを質問したらと思います。

香川県、また**本町**、まんのう町は農業立町であるといいながら、兼業農家が主流です。そして平日、月曜から金曜までサラリーマンをして、あと土日、農業をすると、こういうのが非常に多いんでなかろうかと思います。そして、例えば連休、5月のゴールデンウィーク、この辺も、私の経験では大体この時期にコシヒカリを植えるというのがまんのう町の米づくりの流れでなかろうかと思います。

そして、近年、特に一昨年ぐらいから、去年あたりは非常にお米も安くなり、国のいろいろなTPPとか、米価も本当に下落しております。近隣の人たちも、もうこの機械が壊れたらこれで農業をやめるんだと、そういう人もいろいろ聞いたりもしております。

しかしながら、山のほうでは中山間直接支払制度、あるいは今度、取り入れる多面的機能支払、こういうのを熱心に皆さん取り入れております。

そしてまた池の改修、これは昔５％だったのが２％に、町と県と国が１％ずつ出していて、本当に安くなって非常に喜んでおります。そしてもちろん県河川とかそういうのも、逐次、底打ちとかいうのも山手のほうでもやってくれております。

それから我々が経験した中では、仲南はほとんど基盤整備ができておるんですが、谷合とかそういうところは基盤整備ができていなかったんですが、小さいミニの基盤整備も私の地区、あるいは長炭のほうでも小さい耕地整理もできてきています。

先般、ある会合で、ビニールハウスを建てるんだと。そしてその方は大方半額を補助していただいたと。これも喜んでおりました。

我々の地区、パイプ配管してないんで、いろいろパイプ配管のことについてもなかなか県単とかそういうのも予算が非常に少ないんで順番が回ってきてないんですが、その辺もおくればせながらいろいろやっておる次第です。

そして、いかんせん、野菜のほうは私はわからんですけど、本当に米１俵が大体１万円ぐらいと。そうすると１袋５，０００円ぐらいですか。ある人いわく、それはコシヒカリの一番ええ分でその値段で、もっと安いんですよと、そういう話も聞いて、本当にこれからどなんしていったらええかなと。これは農業に携わっておるほとんどの兼業農家の人の考えでなかろうかと思っております。

そして、あと集団化、この辺を、あるいは認定農業者とかそういういろいろ国の施策、やはり農業というのは国の流れに乗っていかなければいかんで、これからそういう方向づけでないとなかなかうまくいかんでなかろうかと。米づくり農業はほとんど限界にきとるんでなかろうかと。そして、米と麦の裏作、あるいは米と野菜とか園芸ハウスとか、こういうのを考えていく時期に来とるんでなかろうかと。もちろんやっておる人はたくさんおります。

確かに考え方によったら、お米いうのは苗は農協で注文したらすぐできる。そして水入れて、機械でばたばたと植えれば、連休二、三日でできると。だから簡単といえば簡単でなかろうかと思えます。だからこれからはやはりそういうきめ細かな計画的な集団営農とかその辺に取り組んでいかねばならんと。そして国の施策、人・農地プランとか、人というのは多分認定農業者を指すのかなと思っておりますけど、こういう施策をやっぱりいろいろな会合において広める、これが大事でなかろうかと。このまんのう町、農業立町を、今後、どのように持っていくかというのは、これからのまんのう町の使命でなかろうかと思っております。その辺について町の考え方をお示し願えたらと思います。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川年男議員さんの中山間地域の農業施策の行方についての御質問にお答えいたします。

中山間地域は、耕作放棄地の増加などによって多面的機能の低下が特に懸念されていることから、農業生産の維持を図りながら多面的機能を確保するため、国において中山間地域等直接支払制度が仕組まれております。

現在、町内では５４地区が集落活動により農地保全に取り組まれています。

平成２７年度には、中山間地域等直接支払、多面的機能支払、環境保全型農業直接支援の法制化が図られ、農業の有する多面的機能発揮の促進に関する法律が施行されますので、法律に基づく安定的な制度となります。

また、昨年度の農業改革により、国の農業施策は認定農業者、就農認定者、集落営農などの担い手への支援を行い、農業の維持、発展を図ろうといたしております。そのため、集落営農の取り組みが重要であります。地域の担い手としての集落営農組織は、地域の農地、農業の課題発掘、そして農地の有効利用、経費削減のための機械の共同利用、農家の役割分担など、地域での話し合いにより進められます。町内には、集落営農法人が５法人設立され、他の地区でも法人化に向け、普及センターの方の指導のもと、話し合いが進められています。

中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる地域は、共同活動など、話し合いにより農地の保全に取り組んでおられますので、そのような組織の中で他地区の集落営農取り組み事例等もありますので、参考にさせていただき、集落営農組織化についても話し合っていたきたいと思います。

町も普及センター、農協と連携し支援してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、白川年男君。

○白川年男議員 関連して、集落営農については、土日の農業ではなかなかうまくいかんもんで、この辺をどういうふうに持っていったらええかと。あるいは計画的に、例えば山手のほうは麦とかそういうのはなかなか難しいとは思いますが、野菜とかハウスとかそういうのもやっとなる人が多々おります。その辺についても、その人たちは農協とかいろいろ出向いて、自分なりにいろいろ研究はしております。

そういう中で農業委員会とか、やはり町からこうなさいよともできんかと思うんで、その地域地域まとまって、農協とか、今、おっしゃった普及センターとタイアップして、これからの農業、裏作とかそういうのをどういうふうに持っていったらよいものかと、そういうことをこれから十分やっていかないと、まず若い人は農業は多分だんだんとじり貧になってくるんでなかろうかと思います。

そういうので、いろいろ各地区で５月、６月になったら町のほうから出向いていくと思います。そういうときに、こういう事例とかそういうのを、産業経済課、あるいは町のほうからＰＲをどんどんして、こういういい事例があるんですよと、そういうのをやはり示していくことが大事なんでなかろうかと常々考えております。その辺について、これから町はこういうふうにしていくんだと、そういう方向性というか、その辺を最後にお示し願えたらと思います。

○関洋三議長 担当課、産業経済課長、久留嶋一之君、答弁。

○久留嶋産業経済課長 白川年男議員さんの御質問にお答えいたします。

先ほど町長のほうから答弁ございましたように、町としましては、農業生産法人につき

ましては進めていきたいと思っております。今、ちょうど特定農業組合の関係につきましても、今後、見直しを図っていかなければならない時期になっております。特定農業組合の総会等におきましても、今、申されましたような集落営農についても、法人化に向けたいろいろな説明等も普及センターのほうからはさせていただいております。そういうところも踏まえまして、今後、特定農業組合の見直しの中でもございますが、そういう方向で普及センター、また農協とも一緒に連携しながら進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○白川年男議員 以上で私の質問は終わります。

○関洋三議長 以上で、8番、白川年男君の発言は全て終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、藤田昌大議員の質問は一問一答方式で申し出があります。

11番、藤田昌大君、1番目の質問を許可いたします。

○藤田昌大議員 それでは議長の許可をいただきましたので、通告に基づき、9月議会に続く同じ質問で申しわけないんですが、ちょっと深く切り込んでいながら、27年度の方針についてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

その前に、ちょっときのうも嫌みを言わせてもらいましたけれども、見解の相違でいろいろな部分があって、これはもう一般質問するのがあんまりよくないかなと思ひながら、私も一応議員に通ってますので、少ないですけども、それに基づき権利があると思ひますので、一般質問をさせていただきたいと思ひます。

やっぱり僕の質問の中身は大体住民の自治を強めようということが主体になってます。例えば地域防災士の育成をして地域の防災力を強めていってもらいたいとか、地域の住民がいかに参加できる方向を、私は役所なりへ、私たちがどう注文していったら、地域住民の主体性を起こすことが一番重要だろうと思ひてます。そういった意味での質問になりますので、御了解願ひたいと思ひます。

まず第1点目に、限界集落のコミュニティーでありますけれども、先般、議員研修のほうであんまり行きたくなかったんですが、議員として行かないかんということで申し入れたところ、議長とか担当課の了解も得て、大分県宇佐市と宮崎県椎葉村というところへ行ってきました。

宇佐市は皆さん御存じのように、八幡の大きなところでありまして、大変町でありました。といいながら、今度の合併で安心院町とかいろんなところが合併して大きな市になったところでもあります。

しかしながら、駅をおりた途端に金毘羅よりこんまいんやないかといってびっくりしたような状況なんですけれども、それぞれのいいところがあったと思ひます。

椎葉村については、皆さんも御存じのようにひえつき節の発祥の地でありまして、過疎地なので、やっぱり限界集落対策が非常に重要だろうと思ひて、そういったことでお願いしてまいりました。

そういった中で学んだことを考えながら、今後の町行政にどう生かしていくのかという立場で質問させていただきたいと思います。

初めに1点目には、前回の質問の中にありました、美合地区23自治会中15地区が65歳が半数を超える自治会があるということです。その後、具体的な調査を行って、どういう内容を分析したのか、それぞれの自治会で実態が違うと思うんです。本当に真剣に考えている自治会があれば、回りばんこで自治会をつくって行って、本当にあんとところの自治会機能しよんという、僕ら自身が考えられるところがありますので、そういった部分の実態をどういうふうに分析して、今後の対応を考えていくのかという部分が大変重要だろうと思ってます。

そしてまた、戸数が5戸に満たない自治会があったということがありましたので、それらについては、再度、きちっと自治会の再編も考えながら、どうしていくかということが非常に重要だろうと思ってますので、それらについて考えていることがあれば、回答をお示し願いたいと思います。

第2点目に、塩入地区の関係でありますけれども、これは支所長もおりますので、塩入地区には非常に期待しております。というのは、やはり地域的な部分とか地理的な部分で、非常にモデル地区になれへんのかなと、私の考えている限界集落対策に対して、そういうことを考えてます。ですから、特に塩入地区については自治会へ入っていきながら、今後の対応をどうしていきますかということをしちっとやっていただけたらと思います。予算にも、後に出てきます地域おこし協力隊とか集落支援員制度を十分活用していただければ、塩入地区は非常にやりやすいところでないかなと思いますので、特にここだけ限定してお願いして、回答をいただきたいと思います。

そして、移住者の受け入れと空き家対策、それぞれありますけれども、進展の見込みがあるのかどうかということが一番大事だろうと思ってます。

移住者についてはIターンでございますので、住むところが大変重要であります。そういった部分では、移住者は芸術家とか文化人とかそういった人が多分移住希望があるだろうと思いますので、そういった人の掌握ができていないのかできていないかという部分が非常に重要でありますし、こちらから発信する場合に、やっぱり宇佐市が出しているような、まんのう町にはこういった特徴がありますよといいながら、やっぱりインターネットの中で流していきながら活用して、住民参加の取り組みが進んでますと。例えば芸術家のこういった人がおりますよとか、そういった細かな発信をすれば、じゃあまんのうへ行ってみようかという、Iターンの人についてはそういった対策が非常に重要だろうと思ってますので、空き家対策は非常に難しいと思いますけれども、きちっと情報を発信して行って、空き家対策を具体的にしていきたいと思います。

Uターン者については、大体居住地がありますから、居住地に定年退職後、戻ってきてするような部分もありますし、都会で失望して、疲れてこっちへ帰ってきて、新たな田舎のおいしい空気を吸いながら生活していこうと、そういう考えもあるだろうと思いますの

で、Iターン、Uターンそれぞれの需要の見込みを発信しながら、それぞれ対策を、それぞれ違いますから、明確な受け入れ態勢をして、空き家対策については空き家バンクという方法をよく言われますけど、そない急にできないと思いますから、具体的にするにはどうしたらいいかということ町の人と相談していきながらやっていただきたい。そういった見込みがあるのかなのかをまずお願いしたいと思います。

そして、通告してありますように、住民と職員との具体的なともに働く協働の体制づくりでありますけれども、これは当然前々から協働の社会づくりということは言われてますので、私たちと執行部と共通の認識だろうと思っております。

そういった中で、やはり椎葉村の研修に行ったときに、課長さんが言いました。うちの自治会の中に不思議な自治会が一つありますと。どうしたんですかという、むちゃくちゃの限界集落なんですけど、未婚者が少ないんです。どうしてですかと聞いたら、原因はわかりませんけれども、ただ、コミュニティーがきちっとしてますと。それぞれの例えば福祉なり防災なり防犯なり、そういった部分にきちっとした人を配置して、コミュニティーが進んでいて、隣近所に昔の交流が進んでいるから、多分その地域は全体が情報を共有しているんでしょうと。そういった中で非常に住民の組織がきちっとして住みよい町になってますよと。そういった中で、婚活やせんでも、どんどんどんあそこは都会から若い人が帰ってきてやっている自治体があると。そういったことも課長さんのほうから聞きましたので、そういったことも含めながら、やっぱり地域のコミュニティーの活性化は絶対重要ですので、まず職員がどう対応するかということです。

椎葉村というところは、職員と住民がもうみんな知っている人間関係にあったということです。ですから昔の、言ったらちょっと語弊があるんですけど、琴南地区のような関係があって、そういった中では物すごいすばらしい町政運営ができてます。そういったことも言われましたので、地域に在住する職員と住民がどうコミュニティーを図って行って、まちづくりにどう生かしていくか、地域の活性化をどうしていくかということが大事だろうと思ってますので、それらについての考え方もお聞きしたいと思います。

15地区の対策、職員が必要と思われまますので、可能なところと可能でないところが絶対ありますよね。それについて、やっぱり可能なところから順番にやっていったらいいと思いますので、その辺の対策のとり方、具体的にどうしていくかというものをお願いしたいと思います。

そして、住民の主体的な方向を促す方法として、空き家バンク、Iターン対策が必要だろうと思ってます。Uターン対策については、道路整備であつたり住環境の整備が必要だろうと思ってます。ですから当然合併浄化槽になりますよね、どうしても限界集落地になれば。そういった部分の住環境の整備をどう図っていくか、そしてまた空き家バンクについても、やはりそういった整理がなかったら、多分Iターンの人に勧められないという状況があります。

そしてもう一つ問題があるのは、宇佐市でも言われましたし、椎葉村でも言われました。

仏さんの問題です。仏さんがあるところへ他人が住みにくいと。それでその仏さんを守ってくれと、そういうのがあるようですので、それらも含めた住民との対応が必要だろうと思ってますのでよろしくお願いします。

具体的な方向が新年度予算に出てましたので割愛しますが、地域おこし協力隊の再質問の中で。

○関洋三議長 仏さんというのは仏壇のことですか。

○藤田昌大議員 仏壇のことです。

具体的な方向として、新年度予算にあります地域おこし協力隊とか集落支援員とか出ましたので、それらについては再質問の中で詰めていきたいと思いますけれども、早急な対策が必要でありますので、とりあえずこれらを必要とする部分には、一番問題なのがひとり暮らしの人です。ひとり暮らしがまんう町内でどのぐらいおって、今、この限界集落と言われるところにどのぐらいの居住者がおるかいうのを把握しているかしてないかが重要だろうと思ってます。

もう一つは、一番重要なのは、やはり75歳以上と言われる、いわゆる後期高齢者の中にそういった人がおって、その辺の対応をどうしているのかが一番重要ですので、まずその辺をお聞きしたいと思いますので、1番目の質問を終わりますので、よろしくお願いします。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 藤田昌大議員さんの、限界集落におけるコミュニティ対策についての御質問にお答えいたします。

藤田議員さんの御質問は以前にもありましたが、一部山間地域、特に琴南地区の美合地域、仲南地区の塩入地域など、高齢化が顕著で高齢化率が限界集落と言われる50%を超え、また、数年中には確実に50%を超えることが必至の集落の地域コミュニティの維持、存続をどのように考えるかとの御質問でございます。

限界集落化対策として外部の人材を招き入れ、移住者を地域の元気の起爆剤とする施策はいろいろな自治体で取り組まれております。本町でも、空き家バンク設置や移住説明会などの参加はこの一環であると考えております。

特に、空き家バンク制度は平成21年度に始まり、現在までに9物件が登録され、うち4件で契約が締結され、町外からまんう町に移住されております。

また、3件の取り下げがあり、現在、貸し出し可能な物件は2件であります。

町内に数多くの空き家があるにもかかわらず、空き家バンクへの登録が少ないのにはさまざまな要因が考えられます。祖先の仏壇などの維持のため、貸したり売ったりをちゅうちょするものであったり、老朽化が著しく、費用をかけての修復に至らなかったりすることが考えられますので、空き家のリフォーム費用助成制度などを整備したいと考えております。空き家の再利用は、移住者受け入れの大きな要因となりますので、引き続き、奨励していきたいと考えております。

また、住民と職員との協業体制の構築については、現在も何かにつけて申し出ておりますが、職員の地域行事への積極的な参加であったり、職員の集落支援員、地域おこし協力隊との連携を通して考えてまいりたいと考えております。

集落支援員制度は総務省が実施している事業で、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した人材が地方自治体からの委嘱を受け、職員と連携し、集落への目配りとして集落の巡回、状況把握等を実施するものです。

平成25年度の専任の集落支援員は全国で741人設置されております。また、財源手当として、支援員一人当たり350万円を上限に特別交付税が措置されます。

本町では、集落巡回を基本として、地域の状況把握や集落内の課題解決の支援などに従事すべく、琴南地区での活動を中心に、平成27年度に3人程度を委嘱したいと考えております。

なお、現時点で集落支援員には地域の巡回、点検及び課題整理に関する活動、二つ目に、地域の住民、地域団体及び行政との連絡調整に関する活動、3番、高齢者の見守りに関する活動、4番、地域おこし協力隊の支援活動などの活動を通じて限界集落のコミュニティーの維持活動にも従事してもらうことにより、地域の活性化が図れるものと期待いたしております。

また、空き家の調査と活用交渉も委託する予定で、先ほどのリフォーム事業とあわせて空き家バンクの登録数の増加を図り、本町への人の流れも促進していきたいと考えております。

また、地域おこし協力隊は集落支援員と同様に総務省が取り組んでいる特別交付税で財政支援する事業で、外からの人材を受け入れ、最終的には移住、起業までを想定した事業であり、これについても、主には琴南地域のまちづくりに結びつく人材の確保を想定していますが、地域の住民の要望を聞きながら人材の確保を行いたいと考えており、平成27年度、3名程度の確保を想定しておりますが、地域おこし協力隊は国の地方創生の中でも3,000人規模の増員が謳われており、実際の人員確保は簡単でないものと考えております。

なお、以上のような陣容が整った場合にも、職員、集落支援員、地域おこし協力隊の有効な連携が不可欠であろうと考えております。その体制づくりに努めていくとともに、地域住民が真に何を望み、新たな地域社会の再構築には何が必要か、住民意見の集約と、これを実行に移すために政策立案できる琴南版地方創生会議的な組織の設置をし協議できるよう、新年度予算においても予算措置したところでございます。

以上、藤田議員の一番目の質問の答弁とさせていただきます。

○関洋三議長 担当、高嶋課長。

○高嶋企画政策課長 藤田議員さんの御質問に対して補足説明をさせていただいたかと思います。

御質問の中で単身者世帯の御質問がございました。まんのう町内の65歳以上の単身者

数につきましては、全体で785世帯でございまして、その中で琴南地区が215、ほかのところにつきましても、満濃地区が420、仲南地区が150というふうになっております。この集計については住基上の世帯数でございまして、個別に当たった世帯数ではございませんので、その点は御理解をいただいたらと思います。

それと参考でございますが、75歳以上になりますと全体で547、琴南地区160、満濃地区283、仲南地区104、85歳以上になりますと全体で222、琴南地区63、満濃地区116、仲南地区43というような格好になりまして、65歳以上の場合は、全体の世帯数が約7,000程度でございまして、10%を超える単身者世帯というふうな結果となっております。

○関洋三議長 再質問、藤田議員。

○藤田昌大議員 割と丁寧な回答をいただきましてありがとうございます。

絞っていきますけれども、やはりUターン、Iターン対策が一番重要だろうと思いますし、それを受け入れる自治会の体制確立が必要だろうと思ってます。そういった立場で、やはり具体的な自治会を検出していきながら、そして町の職員が居住していて、なおかつ、その地域とコミュニティーがとれそうな部分を把握せないかんと思うんです。その辺のことが一番重要でありますし、それによって、今、集落支援員制度がありまして、その中で地域おこし協力隊という部分が一番生かされなければならないと思ってます。予算化もきのうの発言の中で、この部分を説明されたと思います。それについては聞きませんけれども、やはりなぜかいう部分で、やっぱり活動内容とこういう成果が見込まれますよというの中で思ってます。集落点検や調査の実施、まちづくり計画の策定、実践ということ、そしてまた、地域住民や自治体と町との連絡調整ができると。そして広報誌の発行、観光マップや史跡、そういったものが宇佐市ではこういうような状況でなっているということです。

ただし、その中でもいろいろ問題がありますので、町の中でどういったことがあるかということをしていきながら、今、川原議員が言いました中にも含まれると思うんですが、やはり職員の地域との信頼関係、人間関係があればモチベーションも上がるだろうと思います。そういった部分では、ぜひそういったことを利用して政策に生かしていただきたいと思います。そして、この中で議案第23号の地域促進法の中に、意欲的な担い手の育成ということがあります。これは非常に重要な部分でありますので、これらについてもすばらしい文章ができてますので、それに合った行動ができるように、そしてその部分にIターン、Uターンに向けたやっぱり空き家情報というものをきちっと書かれています。そういった部分も重要にしていきながら、最後に集落の整備の中の現状と問題点をきちっと把握していきながらやるということを書いています。

実は、これを具体的にどうするんやということになれば、ある程度の考えがなければこれは出せんのです。今、言った部分で、この全体をしなさいとは僕も言えませんから、僕は具体的に一つだけ塩入地区、そういった部分のやりやすいところがまず1カ所、2カ所

あると思います。その中で一番問題が一つ、これ、どないなんかなと思うのが、地域おこし協力隊の中に、きのうかおとついの回答の中で、3大都市圏からの2名ということをしたわれましたよね。小学校単位を基本として、減少地域に6名を配置し、4名は地元と。2名は部外からの部分で、専門家の知識を習得したノウハウを生かしていきたいと、こういう方向性でありますので、それらについて具体的に、例えばモデル地区をどう考えているのか、空き家部分については余りここでは深く追求しませんが、町長が、今、2件しかないのでもっとふやしていきたいと、そういうことがありましたので、それと職員の住民との対応のときに、例えばどこで具体的にやるんやと。福家地区には何か活性化センターというのがありますよね。自治会館でやるのか、そういうことも重要だろうと思っています。そういった部分で、ぜひ具体的な方向が出せるのであれば、出していただきたいと。

そして、これ、今も65歳以上の全体の部分とかやられましたけれども、10年たったら、そのまま生きとったら10年生きる、それはないと思いますが、死ぬのを予測したらちょっと調子悪いんで言いませぬけれども、やはり75歳、85歳いう部分に焦点を当てていきながら、やはり支援が必要な人、例えば買い物ができない、自分で自立して自治会場まで行けない、そういった人もいます。そういった部分がどこまで把握できているかぐらいは、例えばこの人は介護保険の対象になっておりますと、この人は元気に自分で草刈ったりしますと、その辺の把握ができているのであれば、ちょっとお答え願いたいと思います。以上です。

○関洋三議長 答弁、担当、企画政策課、高嶋課長。

○高嶋企画政策課長 藤田議員さんの再質問に対して答弁をさせていただきます。

まず、地域おこし協力隊の中で御指摘がありましたように、3大都市圏からという発言を議案の説明のときにさせていただきましたが、これにつきましては、いわゆる東京圏、名古屋圏、大阪圏の3大都市圏に当たります。

地域おこし協力隊の受け入れについては、まんのう町が過疎地域でございますので、大抵のところからの受け入れは可能なのですが、当然、過疎、山村、離島、半島のある地域からの受け入れはできません。3大都市圏とそれ以外の都市圏、都市圏というのは、いわゆる先ほど言いました、過疎、山村、離島、半島等に該当しないというところでございまして、過疎同士で受け入れしてもしょうがないという部分はあるんだろうと思います。

それと、空き家バンク等につきましては、引き続き、充実をさせていただくんですが、それに伴う移住者等については、国のほうで、多分先月の終わりぐらいだったと思いますが、移住促進センターというようなセンターを立ち上げるというような報道があったと思います。それにつきましては、各市町村がそこで紹介をさせていただくような仕組みづくりが、今、進んでおりますので、それについても移住促進の一助になろうかなというふうに思っております。

それと、先ほど個別に集落単位の性質等を知る必要があるのではないかというような御

質問がございました。それにつきましては、いわゆる集落支援員についての考え方としまして、やはり住民のニーズ把握と実態把握というのを一つの働きの重要な部分というふうに考えております。それにプラスしまして、空き家等のデータバンク化にも助けていただけるのではないかなというふうに考えておりますので、来年度、琴南中学校が統合になります。そういう部分も含めて、琴南地区のまちづくり振興に対して取り組んでいくのに有効に活用できるものというふうに考えておりますので、御理解をいただいたらと思います。

○関洋三議長 再質問、藤田昌大君。 (白川年男議員退席 午前11時33分)

○藤田昌大議員 時間がありませんので、あんまり言えんなと思いながら、せっかくい回答をいただきましたので、できましたら本当にこの予算が執行できるかできんかは、私たちの地域住民に対するコミュニティーだろうと思ってます。こういった方法がありますよといいながら、きちっとできてない部分がだんだん多く存在してます。例えばどのような問題にしても、言っただけで、後々、具体的に自治化に入って話し合いしてないという部分がありますので、やっぱり日常的な自治会に対するコミュニティーの指導といったらおこがましいんですが、やっぱり意見交換をしていきながら、聞いた範囲でこのコミュニティーにはこういったことが必要だろうと、このコミュニティーはこういったことが必要だろうといいながら、やはり地域住民が元気になるような施策を打ち出して行って、そしてまた民主主義の原則は、地域の住民が主人公でありますので、そういった部分では町長を中心に、やっぱり担当課がそれぞれのノウハウを生かして行って、ぜひ町民の中に溶け込んでいくと、そういうことをやっていただきたいと思うんですが、それによってモチベーションが上がるなり、それぞれの職員の特性が生かせるだろうと、そういったことを考えていますけれども、それらについての決意をちょっと一言お願いします。

○関洋三議長 答弁、担当課、企画政策課、高嶋課長。

○高嶋企画政策課長 藤田議員さんの再々質問にお答えさせていただきます。

総合計画の中でも協働のまちづくりということであっております。当然、住民の方々の目線に立ってまちづくりを進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○関洋三議長 以上で、藤田議員、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問に行くところでございますけども、質問者の休憩という要求がありますので、それに応じたいと思います。

それではただいまから休憩をとります。午後1時まで休憩といたします。

(竹林昌秀議員退席 午前11時35分)

休憩 午前11時35分

再開 午後 1時00分

(白川年男議員着席 午前1時00分)

○関洋三議長 それでは休憩を戻して、会議を再開いたします。

午前中に続きまして、藤田議員の2番目の質問を許可いたします。

○藤田昌大議員 議長から御指名されましたので、2番目の介護保険制度の改正に伴う公体制ができていないか、絞っていききたいと思います。時間がありませんので、1番目にですが適正な配置ができていないかということですが、任意の部分と同じ部分になるかと思いますが、今、包括支援センターの業務の中で7名の職員が配置されていますが、その中でそれぞれ適正な人員配置というのは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が明確にされていますよね。その中で、係りがきちっと配置していきながらそれにサポートできる人数が非常に重要だろうと思います。制度が発足されれば、窓口対応がスムーズにいかねばいけないし、職員当然、年休とか休暇とか病気とかもありますので、そういった部分について、やはりきちっとその日に対応できるような体制をつくっていかんと思いますので、町長については人員確保なり、それともう一つはサポート体制をきちっとしていきながら、1問目の質問にもありましたように、今後、高齢化が進み、こういった部分も非常に重要になってくるだろうと思いますので、それらについてよろしくお願いしたいと思います。

そして地域における介護予防事業が必要だと思ってます。そういった部分の担当者をどう育成していくか、これもさっきの自立と重なりますけれども、やっぱり担当者がしてあって、地域で自治会単位の中できちっとできたら、より具体的な部分ができると思います。

そして、福祉委員の活用、今、ただ、自治会の中に福祉担当者がおりますけれども、毎年変わりするような状況では福祉担当ができないと思います。そういった部分では、福祉委員の任務をきちっとしていきながら、継続性のある部分を可能な限り定着できる方向、そしてまた、介護経験者の活用といいますのは、ホームヘルパーの2級は割とようけ持っていると思います。ただ、持つとるだけでは生かせませんので、掌握していきながら、地域でぜひ生かすような方向を取り上げていただきたいと思います。

そして、この前の質問でも行いましたけれども、民間福祉施設との連携、職員交流はちょっと難しいと思いますが、それに近いような部分ができるのかできないのか、研究しているのかどうか、その回答をお願いしたいと思います。

(竹林昌秀議員着席 午後1時02分)

そして、民間事業者の業務内容のチェック、これは非常に厳しいのかなと思いますけれども、やはりそれが一番大事なことであります。支援事業者の処理のハガキにもいろんな記録が多分5年間保管せないかなだろうと思いますけれども、それぞれチェックしていきながら、有効に利用されているか、そしてまたそのことが生かされていることをぜひ確認できるシステムを確立していただきたいと思います。

最後に町内の該当される民間病院や企業、ボランティア、NPOとかいろいろ組織があるだろうと思います。その組織がまんのう町内にどのぐらいあって、専門的な医者の場合には町内以外も何かそういったことをやっていると思ってますので、その部分の業者のあり方と、もう一つは主なサービスの提供の範囲、そしてまたその内容が、ここの業者はこれ

が専門やと、この業者はこれが専門やというのがいろいろあると思いますので、それぞれの事業者の内容がチェックできているならば報告していただきたいと思います。以上です。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 藤田昌大議員の介護保険制度改革に伴う対策についての御質問にお答えいたします。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる医療介護総合確保推進法が昨年６月に公布され、介護保険法の一部が改正されました。

改正内容は、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平となっています。この改正では、予防給付の見直しと地域支援事業の充実を図ろうとするものであり、予防給付では、全国一律の基準で実施されています訪問介護と通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる介護保険制度の地域支援事業へ移行されることになります。

また、地域支援事業の枠組みの中で、平成２４年度に市町村の任意で取り組むこととする総合事業が導入されましたが、今回の改正により現行制度を発展的に見直すとともに、新しい総合事業として介護予防・日常生活総合事業への取り組みを全ての市町村に対し義務づけるという内容となっています。

さて、最初の、この制度改革に伴う適正な人員配置はできているのかとの質問でございます。３番目の御質問の地域における介護予防事業の充実と担当者の育成にも関連することがございますので、あわせて答弁をさせていただきます。

まず、この改正により、予防給付のうち訪問介護と通所介護が地域支援事業に移行されることにより、現行の予防給付の基準を基本とするサービスのほか、地域の実情に応じた多様なサービスを提供する取り組みが加えられました。市町村は多様な生活支援のニーズに対しサービスを類型化し、それに合わせた基準や単価等を定めることが必要となります。このサービスの実施方法や提供者も業者指定による事業所介護従事者だけではなく、一般的な雇用労働や地域のボランティア、町保健・医療専門職等が担うこととなります。

また、新しい総合事業では、在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策推進事業、生活支援体制整備の取り組みが強化されました。これら事業への取り組みに当たっては、自立支援に資する新しい住民の支え合いの仕組みづくりを介護予防として発展させることが重要であると認識しています。すなわち介護予防につながる地域資源を発見、開発し、高齢者が介護予防の受け手だけでなく、支援する側に立つ地域づくりが求められています。

町で行う介護予防、とりわけ地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所としての組織運営において、人材確保とその充実が不可欠であるものと考えております。

本町の介護認定者数は、合併時の平成１８年４月には要支援等が２０６人、要介護が８１７人、計１，０２３人となっており、平成２６年４月には要支援３０８人、要介護９８６人、計１，２９４人となっており、両年度の比較では要支援で１００人、４８．５％の

増、要介護では169人、20.7%の増となっております。

このように介護認定者数が増加する中ではありますが、町の介護保険事業に従事する専門職の配置は保健師2名、主任介護支援専門員1名、社会福祉士1名を維持し、専門職の増減はありませんでした。

しかしながら、少なからず専門職の日常業務における負担感はあるものと認識をしております。専門職が専任する分野では、指定介護予防支援事業所としての介護予防に対するプラン作成のほか、介護予防サービス提供の増加に伴う負担の増があります。このほかケアプランチェック業務、認知症対策、個別ケースに対する対応等があります。今後は新しい総合事業の導入に対する業務量増が大きな負担となるものと考えています。

いずれにいたしましても、今後とも長寿命化が予想される中で、ふえ続ける介護予防事業への対応と安定した介護保険事業の運営は、計画的な人事管理が重要であると考えております。本年度も複数名の保健師募集を行いました、残念ながら採用には至りませんでした。来年度以降も保健師、介護専門支援員、社会福祉士の適正配置のため、計画的な職員採用に努めたいと考えております。あわせて専門職員の負担軽減策として、専門職が担う業務の重点化を図るため、臨時職員の確保と一般職との適正な業務分担に努めたいと考えております。

また、町社会福祉協議会においては福祉委員制度を設け、現在、約600人の方が福祉委員として活躍いただいております。福祉委員は住民参加によるきめ細かな地域住民の福祉ニーズ等の情報収集、把握、地域福祉の推進を図ることを目的に設定されているものです。町としては新しい総合事業の地域の担い手として期待しております。

次に、2番目の地域包括支援センターの長期計画についてお答えします。

議員も御存じのとおり、地域包括支援センターは先ほどの専門職を配置して、各制度を横断的に連携とネットワークを構築し、介護予防支援及び包括的支援事業を実施する施設です。現在、まんのう町は町の直営方式で運営されており、町職員の身分をもって業務に当たっています。このことは町の介護保険事業計画はもとより、町総合計画が直接的に反映されるものとなっています。

まず、地域包括支援センターの長期的な視点に立った計画として、団塊の世代が75歳以上となる2025年問題への具体的な対策が求められています。本議会に提出しております介護保険条例の一部改正にありますように、新しい総合事業への円滑な移行が極めて重要であると考え、実施までに2年の猶予期間を設けることといたしております。この間に、医療機関、NPO、民間事業者、自治会、地域ボランティア等の地域資源の悉皆な調査による現状の把握と連携のための準備を進めたいと考えております。

最後に、福祉施設との連携強化についてお答えします。

被保険者の方が必要な介護、介護予防サービスを適切に受けるには、地域包括支援センターの包括的支援事業はもとより、医療機関や介護施設といった関係機関や地域での支援が必要です。介護施設等の福祉関連機関とケアマネ会議等を通じ、相互の連携、協力体制

の強化に努めてまいります。

今後は地域の多様な支える力を結集させ、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

つきましては、藤田議員におかれましても、介護保険事業並びに地域包括支援センター業務の円滑な運営に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、答弁いたします。

○関洋三議長 再質問、藤田議員。

○藤田昌大議員 もう時間がありませんので、丁寧な答弁をいただきまして、本当は全体にもっともっといきたいんですが、地域包括支援センターの業務は、今からこの職員間の中では一番重要だろうと思いますし、あとの介護事業その他については、社会福祉協議会なり事業所の部分が非常に重要だろうと思いますので、それは担当者の中のチェック機能を働かせていきながら、そしてまた、社協の中の700人といった部分を重々把握していますよという答えをいただきましたので、それらに期待していきながら、特に今からの部分は、私も団塊の世代でございますので、十分その可能性もありますし、今現在、ほんまに必要なでないかなと思ってますけれども、そういった部分になってきております。

(合田正夫議員着席 午後1時14分)

そういった部分では、今、町長が答弁いただいた部分の今後の考え方、そしてまた、地域の介護予防事業が大変重要だろうと思いますし、その中でそういった関心のある方を呼び起こしていきながら事業の活性化を図ること、そしてまた、それぞれの業務内容、ボランティアの中身をチェックしていきながらやることが重要だろうと思いますので、それらについては申しませんけれども、ただ、地域包括支援センターの強化は非常に重要だろうと思いますので、それが中心になって今後の事業の中身、そしてまた、申し入れ者の対応をしていかなければならないと思ってます。そういった部分で、この前もちょっと課長に聞きましたところ、保健師を募集していながら、残念ながら応募がなかったという部分では、これも賃金が低くて、待遇がそぐわんからやらんのです。やっぱりそういった部分では、今後のこういった人たちの労働条件なり処遇改善をぜひ図っていかなければならないと思いますし、特に介護士の専門員なんかは重要だろうと思ってます。そういった意味では、適切な指導ができる人をぜひ配置していきながら、そしてまた、現状を把握して、それぞれ個別のニーズに合った要望を聞いて、ニーズに合った対応をしていかなければならないと思ってます。そういった意味では、非常にこの人たちの業務知識の精通、そしてまた連携が非常に重要だろうと思ってます。そういった部分では、今から3年間の猶予があって、その中で計画的にやっていくだろうと思ってます。そういった中の部分で、係として3年間のトータル的な考え方を示していただきたいと。それが一番到達目標についていきながら、この制度改正を有効にしていくことが重要だろうと思ってます。それだけに絞って結構ですので、回答をお願いしたいと思います。

○関洋三議長 担当、福祉保険課、川田課長、答弁。

○川田福祉保険課長 藤田議員さんの御質問にお答えいたします。

今回、介護保険法の改正によりまして、新しい介護予防・日常生活総合支援事業が開始されるわけございまして、まんのう町といたしましては、円滑な移行に向けまして2カ年の猶予期間をいただきたいということでございます。

これにつきましては、まず第6期介護保険事業計画が平成27年度から3年間の期間で実施されるわけでございますが、その中で介護、また介護予防給付費の全体量、それからそれに係ります経費も見積もったところでございます。

一方、それに係る事務的、また専門職の業務量につきましては、新しい総合事業に取り組むという重要な課題がございますので、この2年間に、先ほど藤田議員さんからも御指摘ありました地域資源、医療機関でございますとか介護施設、その他福祉施設、地域のボランティア、また社会福祉協議会の福祉委員さん、また民生委員・児童委員さん、このあたりの活用内容を全て悉皆に調査いたしまして、高齢者、また、介護が今後必要となられる方がどういう社会活動に参加されていらっしゃるのか、また、今後、介護分野、それから社会参加の部分で支えられる側から、今後はともに支え合う方向に向かっていただくようにするために調査をしてまいりたいと思いますし、関係機関に協力を求めてまいりたいと考えております。

具体的な包括支援センターの職員配置につきましては、仲多度郡内の包括支援センターの保健師の事務量と比較をさせていただきまして、まんのう町の保健師、介護支援専門員が他町に比べて多くの事務を抱えておるとというのが判明いたしました。今後、その改善に向けて、平成26年度の新規採用では、応募はいただいたものの採用に至らなかったということで大変残念に思っております。今後は養成機関にも出向きまして、まんのう町が保健師等の専門職を、今、募集しているということをしっかり伝えていきたい、まんのう町の採用に向けて検討していきたいということを考えております。

また、一時的に不足する人員につきましては、適宜臨時職員の採用、特に社会福祉士につきましては、今後、いろいろ課題を抱えるケースもふえてまいろうかと思っておりますので、複数名の配置を検討したいと考えております。

また、ケアマネジャーにつきましては、私どものケアプランのみならず、先ほど藤田議員さんから御指摘いただきました介護施設のチェックという意味で、ケアプランのチェックを強力に進めてまいりまして、介護保険制度の安定と適正な運用を図ってまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○関洋三議長 再質問、藤田議員。

○藤田昌大議員 もう時間がありませんので、努力していただくにこしたことはありませんけれども、ただ、いろいろなややこしい部分がありまして、この条例案の考え方の中で、それぞれ参酌すべき基準と従うべき基準と分かれてますよね。従うべき基準は絶対守らないかん部分だろうと思います。この部分が事業者の人数とか管理者、内容及び手続、一応問題になるんが、そのケアプランの内容をチェックできるかできんか、そしてその人

に合ってるか合っていないか、合っていないかどうかはわかりませんが、ただ、本人が希望して、その希望に合った部分にできているかできていないか、そしてもう一つは、これをしてほしい、あれをしないと、苦情処理といいますか、そういった担当がいて、それが可能か可能でないか一点だけお聞きしますんで、やっぱりそれが一番で、年寄りですから、大体わがままな人が割と多いと思うんです。これに**おうていないから**いかんとか、これは私の言うこと聞いてくれる**から行く**とかいろいろあって、それがそのプランに合ってるか合っていないかは別問題として、やっぱりニーズの部分があると思います。その辺の対応ができるのかできないかだけ、ちょっとそれだけ教えてください。あとようけありますんで結構ですから。

○関洋三議長 再答弁、福祉保険課、川田課長。

○川田福祉保険課長 藤田議員さんの御質問にお答えします。

包括支援センターの設置基準について、最初、触れられましたが、まんのう町といたしましては、一部を除きまして、参酌する部分につきましても国の基準をそのまま使わせていただくということで当面考えております。一部、説明も加えさせていただいておりますが、他の法律の関係がございまして、保存文書の部分だけでは一部独自の判断をさせていただいております。

また、介護、介護予防にかかわる皆さんにそれぞれ適したプランがしっかりとできているのかという趣旨の御質問かと思えます。

確かに施設が行うケアプランにつきましては、常に介護をお持ちの方、入所されている方に身近なところでプランを立てていただいておりますので、適正なものとは考えますが、定期的に私どもの包括支援センターの者も加わりまして、ケア会議等でケアプランのチェックをいたしております。

また、本年度より一定数の各施設からケアプランの一部をいただきまして、ともにチェックをしているような状況でございます。

また、介護認定につきましては、6カ月の見直しもございまして、そういう段階でそれぞれの皆様に合ったプランとなるよう、真に介護がそれぞれの方に合ったものにするよう努めてまいりたいと思っておりますし、また利用者からの苦情とか御相談があった場合も、私ども包括支援センター職員が対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、藤田議員。

○藤田昌大議員 再質問で何やけど、通告しときますが、いろんな法律が改正されたり、いろんな部分があります。一番重要なのは、やはり多くの人がかかわりますので、秘密保持というのはぜひ徹底して、やっぱり個人情報もありますので、それぞれ都合悪い部分とか漏れたらいかんので、職員なり担当者がその任務をきちんとわかっていながら、やっぱりそれぞれの都合もありますから、機密保護というのはこの中にも入ってますよね。それを電算処理をずっとしていかないかんような状況もあります。これはちょっとようけ

あり過ぎて言えませんので、その処理に基づく部分の重要部分は絶対きちっと初めからしていただきたいと思いますので、そこだけお願いするのは嫌やきん、通告しときます。

終わりたいと思いますが、大変厳しい内容だと思います。町長にも人員の確保について非常に求めないかん部分が多いと思います。この事業は人がどう対応するかが一番重要なことですので、人的な対応しかありません。機械で対応したってこれはできませんので、人と人との部分がありますので、そういった部分についてよろしくお願いしたいと思います。終わります。

○関洋三議長 以上で、11番、藤田昌大君の発言は全て終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、三好郁雄議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

5番、三好郁雄君、1番目の質問を許可いたします。

○三好郁雄議員 ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問いたします。

その前に、第1問目のこの福祉タクシー助成金の配布についてございますが、冒頭、私、専門的にタクシーに在籍しとるもんで、もし勘違いの場合があつたら困るんで、この質問の内容を聞いて誤解せんようにちょっとお謝りしておきますんで、それでは一般質問いたします。

福祉タクシーの助成金の配布についてですが、これ、6月議会やったか4月やったか忘れたんやけど、一遍質問をしとるんですが、再度になりますけど、交通弱者に対して町民の足である福祉タクシー助成券の使用できるのは月に2枚と町は定めとるんですが、これは1枚が500円券なんですけど、月1,000円という2枚の券でございます。それは年間にしたら24枚の配布のつづりになつとるんですが、これは75歳以上の町民に対しての配布でございます。

それで、毎月2枚以上は使えないという、月が変わったら、その月はもし使わなくても無効になるというちょっとわからない部分があるんですが、世の中にまんのう町も高齢者がたくさんおりまして、お年寄りの交通弱者でどうしてもタクシーで通わなんたら、若い者は仕事に出ておらんと。どうしても足の確保といえばタクシーしかないというんで、たくさんまんのう町にはおられるわけなんですけど、私も昔から各家庭でおつても、年寄りを大事にせん家庭は栄えんということわざで昔の年よりはよく言っておりましたが、これは若い者に対しての戒めであると思うんですが、我が町の人口減少対策にも、年寄りを大事にしとつたらつながるんでないかという意味もありまして、私もこの問題について助成券を月を関係なく24枚いつでも使える、月割りでなく、年間自由に使えるようにどうしてもお願いしたいもんで、ちょっと一般質問をいたしました。以上です。

○関洋三議長 ちょっと確認しますけど、2枚以上使えないというのではなく、月に3枚以上使えないということではないんですか。

○三好郁雄議員 月に2枚以上ですわな。

○関洋三議長 使えないと言われたのは。

○三好郁雄議員 使えない。

○関洋三議長 2枚しか使えないということですね。

○三好郁雄議員 そうです。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好郁雄議員の福祉タクシー助成券の配布についての御質問にお答えいたします。

三好議員の御質問は、福祉タクシー助成券の使用方法についてでございます。

福祉タクシー助成事業は、高齢者または心身に重度の障害がある方、いわゆる交通弱者と言われる方々を対象に、医療機関への通院に要するタクシー料金の一部を助成する交通対策事業として平成20年度から実施いたしております。

制度的には満75歳以上の高齢者、身体障害者障害程度等級表の1級または2級に該当する方、療育手帳の交付を受けた方で、障害の程度が㊤またはAの方が対象となっております。平成24年度までは、申請者に対し1枚500円の助成券を月2枚、年間24枚を交付しておりました。

平成25年度からは、75歳以上で、先ほど申し上げた障害を持つ方は月4枚、年間48枚を交付するように改正しております。

利用者の実績を見てみますと、平成23年度の申請者数は586人、平成24年度は624人、平成25年度は614人、平成26年度は1月末時点で618人となっております。

また、発行した助成券に対する実際の利用率は、毎年40%程度にとどまっております。

制度の趣旨としましては、交通弱者である高齢者や障害者の方が通院される際に対して、毎月1度ずつ往復のタクシー乗車に要する初乗り料金の一部を助成支援することを目的としたものであり、これは制度創設の**基本**原則となっているところでございます。

また、その他の公共交通機関との連携を含めて総合的に判断したものであることから、現時点での福祉タクシーだけを捉えての使用方法変更は難しいと考えております。

なお、平成27年度の福祉タクシー券の交付は3月2日より始まりましたが、ここ数年の助成制度の対象者に対する申請者の割合は15%と低いことから、広報や行政放送を活用し、制度の普及啓発に取り組んでまいり所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、三好郁雄議員。

○三好郁雄議員 この福祉タクシーの助成券でございますが、一応、これは医者の方の通院のみという町がある程度の限定はしておると思うんです。せめてその限定部分のところを自由に使えるように、今回、3月度の配布はしたと思うんですが、何とかその部分を考えて直していただきたいと思うんですが、課長、お願いいたします。

○関洋三議長 担当、答弁、企画政策課、高嶋課長。

○高嶋企画政策課長 三好郁雄議員さんの再質問に対して御回答させていただいたと思います。

福祉タクシー券の助成事業につきましては、やはり交通弱者ということではございますが、いわゆる地方バス路線とかあいあいタクシーとか、総合的な交通政策の一環として実施をさせていただいております。

それと、先ほど御質問のありましたように、この助成につきましては、いわゆる通院に限ってというような制約を課しております。現在のところは、それ以外の部分については、やはりあいあいタクシーを利用していただくとかいう方法もございますし、現時点では通院とかになれば、やはりどうしても移動に無理のないような通院時間とかを考えれば、あいあいタクシーではやはりなかなか難しい面もあるというので、タクシーを利用していただきたらということで設けた制度でございます。制度的には、現時点ではこれがいいかなというふうには考えておりますが、いろいろな住民の方々の意見等も聞きながら、改善できるところは改善していきたいというふうには考えておりますし、福祉タクシーだけではなくて、それはあいあいタクシーとか路線バスとかいう部分も含めてでございますが、検討はしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたらと思います。

○関洋三議長 再質問、三好郁雄議員。

○三好郁雄議員 高嶋課長、大変よく回答のわかる答えでありましたが、一つどうしても私がお願いしたいことがございます。この限定をした場合と、限定解除をもししていただけるんなら、私の考えですが、要するに月割りもなくしていただきたら、年寄りが仮にグループで利用する場合に、足がないんですから、タクシーしか当然ないと思うんです。温泉に行くにもどこへ行くにも、グループで何人かで組んで行くという場合に、2人か3人で組めば、ほとんどその券だけで温泉にもただで行けるといったら語弊があるけど、その券の利用だけで行けるんでないかという、これはお年寄りでそういう考えの人がたくさんおるんです。町もやっぱりある程度は交通弱者を考える必要がぼつぼつあるんじゃないかと思って、私は粘り強く、これが2回目の質問なんです。ひとつお願いいたします。

○関洋三議長 再答弁、高嶋課長。

○高嶋企画政策課長 三好議員さんの再々質問に対して御答弁させていただきます。

御質問のあったような御趣旨は十分わかっております。通院ということで限定はさせていただいておりますが、病院にかかったかどうかのチェックまではさせていただいてないのが現実のところでございます。私のここでの答弁としてはやはり通院に限ってというようなことで御理解ください。

それとほかの部分に利用方法についても、やはり御要望に沿っては変更をさせていただきたいと思いますが、いろいろな面で検討はさせていただきたいと思いますが、財政的な面も、やっぱり検討するときにはそれも考慮させていただきたいということもございしますので、その点、総合的に判断をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ます。

○関洋三議長 それでは三好郁雄議員の1番目の質問を終わりました。

続いて、三好郁雄議員の2番目の質問を許可いたします。

○三好郁雄議員 2番目の質問に移りますが、土器川周辺の環境を見直してはどうかということで、近年、土器川の環境がちょっと山林化されているように思えてなりません。土器川は1級河川と2級河川とに分けておるのは承知しておるんですが、特に2級河川について、川の中に砂利とか石が流されて、外側に堤防があって、また中に堤防ができるような現状になっておるわけなんです。またその中には、竹とか雑木が生えて、それが成長して、川の中に茂っておるというような現状になっておる。非常にそういうところが多く見られるんで、私は琴南地区でございますが、琴南地区は御存じのように危険災害地区に指定されておるような感じで、もし大雨の場合には、立木とかにひっかかって川の氾濫という危険な状態に陥りやすいような状況でございます。そのために、私が子供のときは国のパトロール、ジープとか国土交通省の車とかをよく見かけたんですが、最近では国土交通省のジープ等は見かけることがもうほとんどないんですが、そういうところを町もある程度は国とか県にちょっと申し入れしていただきたく、今回、一般質問で上げさせていただきました。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好郁雄議員さんの、土器川周辺の環境を見直してはどうかとの御質問にお答えいたします。

土器川の管理につきましては炭所大橋付近より下流を国土交通省が管理し、それより上流部を香川県が管理しております。

それぞれの管理者におきましては、巡回パトロールを実施し適正な維持管理に努力いただいているところでありますが、限られた維持費の中で広域な範囲を管理しなければいけないというのが現実でございます。

河川におきましては、川底が土砂の場合、河床等が洗掘されることにより河床低下を起こします。また、部分的に深掘れとなり、そこがみず道になり、水量の少ないときにはその部分に流れがあります。周辺には土砂等が散在、もしくは堆積しており、見た目には河道の断面を阻害しているように見受けられることがあります。その場合の対策として、河床整地を実施して河床低下を改善します。また、土砂等が堆積し河道断面を大きく阻害して流下能力が著しく低下する場合には、しゅんせつ等の対策を講じることになります。土器川の場合は、全体的に河床低下の傾向にあると言われております。

なお、河川内に立木が生い茂っている場合は、台風等により水量が増加し、その際、立木が障害となり流下能力が低下し、堤防等が被災する恐れもあります。

このようなことから、河川管理者に現地の状況を十分確認いただき、計画的に維持管理を行っていただくこと、また、住民の住環境を守るという点から、生活に支障を来すものについての対策について、河川管理者に対して要望をしてまいりたいと考えておりますの

で、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、三好郁雄議員。

○三好郁雄議員 町長の答弁、確かに受けとめましたから。

昭和30年ごろには、私も海は遠いんで川でよく泳いでいたんですが、昭和30年ごろは本当に土手をおりていくのはだしで歩いていけるぐらいやったんですが、最近ではアシがいっぱいで、中へ死体があるところであってもなかなかわからんような状態なんです。それはちょっと現地を見に来てもらったらひどいありさまのところがあるんです。

町は現在、環境保全美化活動で空き缶拾いとか十分しとるんですが、土器川沿いについては誰もが余り意識ないというんか、車で真っすぐ前向いて走りよったらそれで済むという感じでいきよるんですが、川だったらあんまり気にせん。自分ところの屋敷の周囲のあぜ草やったら、あんだけぼうぼう生えたら恐らく刈ると思う。これもやっぱり美化活動の一つやと思う。それをそのまま放置して見て見んふりするんやったら、それは台風が来て大水で流されたらそれで折れるだろうと軽うに想像しとるけど、アシというのは、御存じのように、葉っぱがなくなって根だけであってでもまた生えてくるんです。そういうものは根本からやっぱりある程度処分してもらわんと、重機でなかったら抜けんと思うけど、今現在は河川敷の前はアシがいっぱい生えとったんやけど、ある程度さっぱりしとるんです。実際、徳島のほうの県外からも金毘羅さんに来るのに国道438を通りよってでも、車窓から眺める人は多分多いと思う。そういうところでも、土器川の立派な川を見て、アシがいっぱい生えて、木が中へ生えとるといふ、そういうのは美化環境では恐らくイメージダウンすると思うんで、そういうところをひとつ十分に認識していただいて、今後、対応していただきたいと思います。

○関洋三議長 答弁、建設土地改良課、池田課長。

○池田建設土地改良課長 三好郁雄議員さんの質問にお答えいたします。

土器川のアシでございますけれども、これにつきましては、基本的に草とか、アシも含まれるんですが、河床が低下を起こして掘れた状況になりましたら、それは県のほうで調査もしておりますけれども、計画の河道断面よりも下がっておりますから、そういったところには基本的に手を入れないんです。堆積して、なおかつ、そこにアシが生えておる場合は断面を阻害しておりますから、そういった場合にはしゅんせつを行って、同時にアシも撤去されるというような状況でございます。

そういった中で、部分的に局部的にあるというところもありましょうし、全体を見た場合に、かなりの区域がそういった状況に陥っておるという場合は、基本的には低いところに高いところからの土砂を持って行って、これが河床整理でございます。そういった対策を県のほうでは講じていただくようになります。

立木とかそういったものが河川の流れを阻害するといった点については、それはおっしゃるとおり、台風時の大雨等でいろいろなごみ等がひっかかって、堤防が被災するおそれがあるので、そういったところは十分現地のほうを河川管理者に確認をいただきまして、

対処していただこう町から要望したいと思っております。

それから、美化の関係でございますけれども、土器川の国土交通省の直轄管理の部分については、毎年、河川一斉清掃ということで、箇所を定めて国のほうが実施をしていただいております。県管理の土器川の上流部につきましては、今、おっしゃられたように美化活動をしておられない状況でございます。県の管理する河川は町内にもたくさんございますけれども、今、おっしゃられたように、438号沿いで非常に見苦しいというようなこともございますので、そういった点は、今後、また河川管理者とも相談していきたいと思っております。以上でございます。

○三好郁雄議員 もうこれで私の一般質問を終わります。

○関洋三議長 以上で、5番、三好郁雄君の発言は全て終わりました。

ここで休憩をとります。午後2時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時10分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、三好勝利議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

13番、三好勝利君、1番目の質問を許可いたします。

○三好勝利議員 それでは通告に従いまして質問いたします。質問は恐らく短時間になるかと思いますが、答弁者は時間の制限がございませんので、掘り下げて十分納得のいくように、我々でなくて、町内の方も聞いておられる方は多少あると思いますので、その方にもわかるように説明を願いたいと思います。

1番目の質問も職員関係ですけど、1番議員さん、2番議員さん、それから6番議員さん、大分ダブっておりますけど、私はまた別の角度で質問いたしますから、1番目といたしまして、職員の適材適所配置についてどのように計画を持っておられる、またどのように考えておられますか。

職員の配置云々、採用については最高権者は町長でございます。議会の我々はお聞きし、アドバイスをし、それをどのようにするかはやはり最高責任者の考えでございます。

これは3回目と書いてありますが、まんのう町になってから通算して恐らく5回目ぐらいの質問になるかと思います。

まず、職員の場合、結局、私が申すのに、以前も申しました。例えば剣道の達者なものにバレーをやれといってもだめ、バレーを達者なものに野球をやれといってもだめ、野球な達者なものに社交ダンスをやれといっても無理、そういうふうな適材適所の特徴を持った職員がおります。優秀な職員ですけど、やはり中には得手不得手という職業があるかと思います。そのような場合に、どのように考えて、どのように判断して、どのように配置しておられるのか、それをまず一点お聞きしたいと思います。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好勝利議員さんの、職員の適材適所配置についての御質問にお答えいたします。

議員の言われますように、今回の一般質問は平成25年12月定例議会と平成26年9月定例議会の2回に同じ質問をいただいております。今回で3回目でございます。改めて答弁を行います。基本的な考え方及び姿勢は今までと変わりはありません。

まず、求められる職員像についての私の考えを申し上げます。

21世紀に入り、我が国の地方公共団体を取り巻く環境は、少子高齢化による人口減少時代に突入いたしました。そして、大都市に人口や経済が集中する一方、人口の急速な減少に悩む地域では、地域社会の維持が困難になりつつあります。今後は、都市と比べたときの地域の優位性を明らかにすることが、地域と都市の役割分担を問い直し、地域の今後の戦略を考える上で重要となると考えます。

地域が持つ優位性とは何か、また、そうした地域の優位性を発揮するにはどうしたらよいのかを、27年度に地方創生における地域総合戦略を策定する中でしっかりと検討していくこととなりますが、環境は常に変化を続けており、その変化に対応し続けるためには担い手としての人材が必要です。人材の育成を効果的に進め、職員が持つ可能性や能力を最大限に引き出し、組織全体を活性化しなければなりません。そして、一人一人の職員が意欲と情熱を持って職務に取り組み、町民の役に立つ人材として育つようにしなければなりません。

自治体間競争に生き残る魅力あるまちづくりとは、とりもなおさず個性あるまちづくりだと考えます。また、個性あるまちづくりのためには個性ある政策が必要であり、実行できる個性ある人材が不可欠となります。すぐれた素質を持つ人材を集め、個性を伸ばす能力開発を行い、すぐれた能力を持つ個性的な職員をつくらなければ、個性あるまちづくりを進めることはできません。

また、人は自分の能力が生かされていると感じるときや、仕事にやりがいと喜びを見出すときなどに自分の持つ能力を最大限に発揮するものです。そして、それが向上心につながり、能力開発をより促進すると考えます。

それでは、職員の配置における適材適所についての考え方を述べさせていただきます。

異動の目的は二つあります。一つは、組織の必要性です。退職などで欠員を補充しなければならない、昇格を行ったことにより後任を決めなければならない、新規部門、拡大している部門に増員しなければならないなど、ある程度の規模の組織であれば必ず生じることで、放置しておけば組織の維持ができなくなることから、異動が行われるところであります。

もう一つの目的は、人材育成です。人材育成のためのさまざまなメニューをつくっても、仕事が適切に与えられないと人は育ちません。適正能力がすぐれているからと、同じ仕事を長く与えると、専門能力は高まりますが、本人の持つ潜在能力の一部しか高まりません。

特に大切である仕事に対するモチベーションが保てなくなることが一番懸念するところであります。

本来、人は、本人も気づいていない多様な潜在能力を持っているはずで、幾つかの異なる仕事をする事で能力が顕在化し、磨かれていくのです。仮に将来、特定分野のスペシャリストになるにしても、若いうちに幾つかの仕事につき、自分でも気づいていなかった多様な能力を磨いておくことは必ず役に立つと考えます。

そして、突き詰めて言えば、人事異動とは町職員という限られたパイの中での配分行為です。したがって議員御指摘の行政能率向上という点で言えば、単に職員異動という人事管理の視点からだけでなく、業務量配分、作業効率見直しなど、業務管理の分野からのアプローチを組み合わせた総合的見地からの対応が必要であろうと考えております。

また、町行政運営の継続性という観点から言えば、人事異動そのものが町職員の育成につながるものでなければなりません。個々の職員のきめ細やかな情報を得ることで、より適正で効果的な人事配置と人材育成を図ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、三好勝利議員。

○三好勝利議員 十分掘り下げて説明いただきました。前回とほとんど同じような回答だったと思います。それはこの狭い中の配置のパイでございますので、いろいろ弊害があり、また利点があるかと思いますが、私が以前申しましたように、水道課なんかにおいては、やはり生き字引の方が1人か2人おれば、その方には非常に失礼ですけど、何かあった場合に図面を広げておれば、どこにどのような配置になつとというのが今までにもありました。夜中の2時、3時に凍結して、パイプが裂けたといった場合に、例えば道路の右であったか左であったらどうかと。その場合に、ある程度、図面もできておりますけど、時々、図面と違っている場合があると聞いております。その場合に、やはりベテランの職員に言わすと、その職員がおるとほとんど大体わかると。何年前にどれぐらい掘って、どれぐらい修理して、どこの業者がやったというのまで大体覚えておると。そういう場合には早急に役立つというのが一点でございます。

それと、きのう、朝、トップバッターの議員さんが言ったように、例えばこういう3月の年度当初の大事な予算審議をする場合には、やはり例えば担当課長がこの4月で定年の方がおる。来年度の3月で定年退職の方がおる。その向こうはまだ四、五年あると。課長補佐と係長とかそういう方も一緒になって、我々議会と執行部とがどのようなやりとりをやって、課長がどのような苦労をしとるか、どのような将来の指針を持っておるかというのは、やっぱり文章で読むのではなくして、この議場でやっぱり体験していただいて、それにはやっぱり職員組合の方と課長会の間で話があるかと思いますが、以前、私の経験では、3月の定例のときには課長代理か係長が課長の横へ補助いす、パイプ椅子で全部出席しておりました。それから、やはり課長は云々というけど、議員の間からいろんな質問が出て、いろんな予算面のやりくりで相当苦労しておるなというのがよくわかってええと。自分が例えば課長になった場合はこういうふうにやりたい、ああいうふ

うにしたいというのを身をもって体験できるから非常にええと。

高松へ出張した場合も、きのうも言うておりましたけど、ええことだと思います。課長1人で行って、聞いて帰ったら、それで1人で終わり。やっぱり3人ぐらいで行って十分勉強して、帰りにちょっと休憩でもしながら、あれはどうやったやろうと。いや、課長、あれはこうやでと。ほんなら係長、いや、こうでないかな、私はこう思う、おれはこう思うというような議論の中で、いろんな施策ができてくるんで、3人寄れば文殊の知恵というのがよくありますけど、我々も自分だけで判断したんじゃなくして、こうやってしゃべるので、いろんな方の意見を聞いております。きょうも3点ほど出したんですけど、全て単独で判断したわけではありません。いろんな意見を集約して、自分は自分なりに、やはりきょうのこの大事な議会、年に4回しかありません。今まで二十数年ですけど、約100回ぐらいはこの一般質問をやっております。その中で達成できたもの、達成できてないもの、数年後に達成できたものというふうにいろいろあります。ですから職員の方もやっぱり係長になって、この4月に定年、来年で定年という方もおりますけど、先ほども申しましたけど、やはりこういう経験を積んで体験をして、課長の苦勞、町長、副町長、教育長の苦勞を身をもって体験させるというのは非常に重要でないかなと思っております。この議場の場合はやっぱり真剣勝負ですから。中央政府でもやっとなでしょ、献金問題云々といつて。今の文部大臣が材木屋から献金受けた、材木屋と教育委員会と何が関係あるんですか。結局自分がようやらんから、そのすきを突いて、あることないことをやる。私はそういうことはいたしません。そういうこそくなことはやりません。仕事は仕事、過去は過去、いつまでも引きずったらいかんのです。

そういう中で、町長が適材適所の配置と言われましたけど、私はそういう面で、やはり長年おれば弊害ができて、隠れた潜在能力があると、それは十分わかります。ただし、職員の中でも20歳過ぎから入って60歳までですか。若い子だったらうちの子供より以下の職員がおるわけですから、そういう方を捕まえて言ったら、それは人生の経験もないし、全てのキャリアがないから対等な話ができなでしょ。その場合は課長ないし課長代理を通じてやっぱり話せんと。だから私は現場の若手の職員にはあんまり直接は言いません。直接用事がある場合は、担当課長に許可を得て、それから時間をもらって質問し、説明をもらいます。そういうふうにはやらんと、直接ではやっぱり無理ですから。ただし、町長の場合は最高権者ですから、全ての権限を持つとるわけですから。

それと、今の町長の答弁で私が思っておるのは、やはりこういう世の中になれば、非常にやったものが成果が出る。地方創生、新しいものをやれば補助金をつけるといつて、中央は金を持つとるわけですから、その場合に例えば職員が立派なアイデアを出して、立派な誰も認めるような場合だったら、課長、係長、職員といえども、やはり手当で金をつけると今の農業問題と一緒に。次の日、使えばもうなくなると。例えば家族で夏休みに子供さんと一緒に1週間ぐらいの旅行のクーポン券を出すというならば、やはり家庭で、うちのお父さん一生懸命頑張って夏休みに旅行に連れていってくれたとなったら、その職員の方

の家庭内での士気も上がるし、またほかの職員の場合は、よし、次はおれがそういう新しいあれを死ぬ思いで頑張って一つ提案して、次のあれをやろうかというような士気を引き出す。やればやっただけのことがあるということをやはり執行長として認めていただいて、新しいアイデアを出してもらおうと。今までどおりの分をやれば、今度の大臣の言うておるように、ふるさと再生じゃなくして、ふるさと創生の分に対して補助金をつけましょうと書いてますから、その辺を町長どのお考えですか。非常に判断はしにくいと思いますが、そういうのは検討委員会とか要りません。町長は最高権者ですから、町長が思っ
て、よし、この職員が立派や、1週間の休みをやるという権限があるわけですから、その
辺ができるかどうか答弁をお願いします。

○関洋三議長 再答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

職員の能力を十二分に発揮させるような方法の一つとして、例えば年間の報奨制度、この1年間であなたは非常に頑張ったというような報奨制度の表彰とか、また、それに記念品をつけるとかいうような制度も今後は検討していかなければならないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○関洋三議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 今で3回ですけど、同じ分で3回でも4回でも時間の限りできますから、非常に便利です。

今日も新聞見えますと、高松市でさえ、乳幼児の医療費を小学6年生までを無料にしましょうと。我々は20年前にやったことを、今、高松がやっとなりますよ、実際に。ですからそういう大きい地区やなくして、地方のまんのう町においても、やはり職員、議会、執行長なんかが論議してやって成功をおさめておるし、非常にこれは若いお母さん方から賛同されております。

それと最近ですけど、またインフルエンザの助成金、今までは高齢者につけたけど、若い者にはつけないと。これは逆でないかという意見がありまして、先般、女性議員から発しておりましたけど、やはりそれを素早く理解して、やっぱり言ったけど、我々が考えとるんと逆を言ったけんつけんがという、そういこじにならんと、ええ意見はええ意見で即実行するということで評価を得ております。

そういう中で、非常に町長としても判断がしにくいだらうと思いますが、過去は**どうかはわからない**ですけど、ここ最近では町長になられた方は、最高責任者は町長で、自分が最終的に面談して採用しとるわけですから、自分が採用した職員を十分信頼してやって、結局いい成績をおさめた場合は、必ず何かの商品がもらえるからじゃなくして、やはり励みというんで、何回も言いますが、現金を渡すと貯金するか何かわからないけど、旅行だったら、必ず旅行以外には使えんわけですから。クーポン券というのをある会社はやっております。何年かに一度、成績の優秀なものには、1週間の家族旅行のクーポンをつけております。もし旅行に行かなんだら返却と。一切ほかには使えないと、そういう制度を

つくっておる会社を知っております。それから私はヒントを得たんであって、やっぱりその家庭を聞いてみますと、お父さんが一生懸命頑張ってくれたから、子供と一緒に1週間ゆっくりと北海道旅行してきたんやと。お父さん、また頑張ってくれよと。家庭の中でやはりそういう融和なこともあるし、親子の関係が密接になったと聞いておりますから、ぜひそれを早急に、町長さん、発案して、近隣町はやってなくても、うちがまずトップでやったらいいじゃないですか。ぜひともそれをやってください。答弁お願いします。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○三好勝利議員 そうではなくて、即やってください。

○栗田町長 予算的なものもありますので、検討させていただきます。

○関洋三議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 あと1時間ぐらいありゃいいんだけど、今度、やっぱり議員さんで相談して改正して、やっぱり質問時間を1時間ぐらいに延ばしてもらわんと、ちょっと短いです。それはおまえの質問が悪いんじゃないと言われる方がおりますけど、例えば、私が以前申しましたように、教育委員会におきましてでも、学校の先生の免許を持った方、幼稚園の免許を持った方、保育士の免許を持った方を職員として採用する場合に、条件つきで採用して、いざ現場が急用ができて園長が休んだ、先生が休んだという場合に、即派遣して、その職員が、例えば昼間する仕事を、現場に派遣したから仕事が残った場合は、帰ってきて残業すると。子供さんとか現場の小学生とか幼稚園、保育所なんかは、きょう、昼、見られへんから、ほんなら残ってくれ、後で残業して10時まで面倒見ますわというわけにはいかんでしょ。そういうのでやはりやるところがあるんです。例えば剣道の達者な方を町の職員として採用する、バレーの達者な方、結局、放課後の例えばクラブ活動とか、子供さんの余暇活動の場合に、その職員を、勤務時間内といって、勤務時間で、役場の職員でありながら派遣して指導すると。ユニークなアイデアです。そしたら余分な現金も要らないし、その方が例えばちょっと積み残した場合は、夜できると。

それともう一つ、前にも言いましたけど、ここまで子育て支援策が云々になった場合は、教育委員会に、今、学校教育課長と、そこにおける社会教育課長、これはええでしょう。乳幼児のゼロ歳児から5才児までの担当の課を設けて、そこへ女性職員を派遣する。うちも第一号の健康増進の女性課長がここでおります。ちょっと課長にはあれですけど、非常にええ成功をおさめております。ですから現場の保育所、幼稚園というのはほとんどお母さん方が面倒を見て、この中で女性の方は2人しかおらんけど、みんなおしめかえてあれした経験ありますか。ほとんどの方がお母さんかおばあちゃんかが、皆、面倒見とるはずで。ですからそういう方が保育所、幼稚園で何か問題があった場合に、そこに課長を派遣すれば、我々が行くんではなくして、本当に女性で子供を育てた嫁さんに来たものがほとんどだと思います。嫁さんに来て、その家庭内でしゅうと、しゅうとめとのいろんなコネクションがあったと思いますけど、そういうトラブルにおいても非常に相談に乗りやすいと、私はそう思っております。

家庭内でもやはり女性の地位というのは非常に高いです。最近、だから女性の云々で今の政権も相当見直されて、30%ぐらいにせえというけどうちは1人、議員の中でも16名で1人、やはりもうちょっとふやして、例えば、余分なことになりますけど、中央のように産業経済課長を女性にしたり、全然関係ないような建設課長を女性にしたり、これはちょっと私はおかしいと思います。厚生労働省とか文部科学省とかだったらわかりますけど。

それとついでに町長さん、継続していきますけど、残業にしても、きのうもテレビで言うておりました。厚生労働省が率先垂範して10時で打ち切ると。それでインタビューした、アナウンサーが。いつまでやとったかと。遅いときは朝の4時まで残業しよった。朝の早朝出勤、4時まで残業して家帰って、今度、8時半に出勤していく。幾ら中央官僚が頭がよくても、2時間や3時間、毎日寝て、仕事ができるはずがないんです。ですから結局悪循環の繰り返し。遅くまで残業するから、昼にはぼっとなつて、結局仕事は延びて、また朝までやる。また次の日はぼっとなつて、言ったら失礼ですけど、そういうのを繰り返してきて、早目で打ち上げて、さっと切り上げて、結局、残業を減らしていくというのを新しく取り入れたそうでございます。我が町の場合は恐らく10時ぐらいには打ち切つとると思いますけど、そういうのも総合的に踏まえて、町長さん、どうですか。このことに非常に特化して、あと時間がなくなったら困るんですけど、ぜひともお願いしておきます、そういう点を。学校の、さっき言いましたような保育所関係の分を。

○関洋三議長 再答弁、町長、栗田隆義君。
かわりまして、答弁、教育長。

○斉藤教育長 三好勝利議員の御質問にお答えいたします。

教育委員会では、先ほど御指摘いただきましたように、学校教育課と社会教育課ということでそれぞれ課長がおります。男性の課長であります。三好議員御指摘のように、女性を適材適所へ登用してはどうかということでもありますけれども、今、予算に上げて検討しておる段階ではありますけれども、ゼロ歳から5歳までのいわゆるこども園創設に当たって、教育委員会としては、そこへ指導する立場の職員を配置したいということで、今、検討いたしております。もちろんこれは女性で、いわゆるそういう資格を持った方をそこに来ていただくというようなことで検討いたしております。

今後とも、そういう適材適所という発想で、教育委員会としても対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解いただけたらと思います。以上で終わります。

○関洋三議長 再質問。

○三好勝利議員 以前の質問から思ったら相当前向きに柔軟に検討していただきまして、以前は私が申しました回答に、なぜ女性職員を置かないかんと。男性職員でもできますよ。私が言いたいのは、若いお母さん方と接して話をし、幼稚園の先生と話をするのは、幼稚園の先生も9割9分は女性職員でしょ。そういう中で、お互いに置かれた立場を

経験から言うと、やっぱり話がしやすい、相談がしやすいというので私が言うのであって、男性職員がだめだというんでないですよ。やっぱり身近に話ができる。それは現場のちゃんと意見を私は聞いてから言いよるんです。私が個人的に判断してるのと違うんですよ。現場の先生、それから父兄の方とも十分話してます。ですから予算面でそんなに大した予算は要りません。普通、何でもやっぱり予算と照らし合わせて言いますけど、予算と照らし合わせて、予算がないのをやりくりするのが知恵ですから、これは絶対をお願いしておきます。

今、教育長からそういう前向きな回答をいただきましたので、いち早く、総合保育園ができたんですから、早急に対処していただいて、試験的にまずやってください。1問だけで終わったら困りますので、1番はこれで終わります。

○関洋三議長 1番目も質問を終わります。続いて、2番目の質問を許可いたします。どうぞ。

○三好勝利議員 2番目としまして、**近づく**認知症対策にどのような考えを持っておられるか。朝からこれも随分介護保険とかいろんなことで説明いただいたし、町長の所信、施政方針でも、29年度から中央政府がやるということで聞いております。ただ、私が申し上げたいのは、今までは介護介護介護で大体やってきました。デイサービスとか大体落ちついてやってきましたけど、介護保険の場合は、生活の弱者の方でございます、体の弱った方。ただ、今度、認知症は高齢者とは限りません。若い者になるか誰になるかわからん。これから将来、65歳以上で5人に1人が認知症になるというような推計が出ておるそうです。あんまり推計ではない。私自身になるかもわかりません。

そういう中で、本町独自のやはり29年、育樹祭がある年でございますけど、29年といたら私もまだまだ任期の間の範囲ですけど、町として当面どのような施策を考えておられるか、それだけちょっと。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好勝利議員の、認知症に町独自のどのような施策を考えておられるのかという御質問にお答えいたします。

本町における現在の要介護認定における主治医意見書に基づく疾患別調査で、第1記載において、認知症は1, 152件中262件、22.7%で第1位、第3記載までの合計では446件、38.7%となっております。

また、認知症262人の介護度別の内訳では、要介護1が84人、要介護2が56人、要介護3が34人、要介護4が28人、要介護5が36人、要支援では1、2合わせて24人となっております。

65歳以上の介護保険第1号被保険者に対する割合は6.8%となっておりますが、この認知症患者の数は、要介護申請を行い、その結果における数であるため、本来、認知症とされる方は、先ほどの数値を超えるものと推定されます。

厚生労働省は全国の65歳以上の高齢者について、平成22年値として認知症有病率推

定値 15%、認知症有病者数約 439 万人と推計し、そのうち介護保険制度を利用している認知症高齢者は約 280 万人とし、その半数の 140 万人が居宅で介護されているという内容を公表しています。

しかし、議員の御質問にもございましたように、ことしに入り、国は平成 37 年、2025 年には認知症高齢者が 700 万人に達するものとし、実に 65 歳以上の高齢者の 5 人に 1 人が認知症となると推計しています。

国は、現在、厚生労働省が認知症施策推進 5 か年計画（オレンジプラン）を進めていますが、認知症施策を加速するため、新たな戦略として認知症施策総合戦略（新オレンジプラン）の策定を示しました。

本町におけます認知症対策につきましては、今後、新オレンジプランに沿った形で、地域の特性に応じた施策を展開することになるものと考えております。

施策の方向性は、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指す内容となります。

この実現に向けた視点として、標準的な認知症ケアパスの作成、普及、早期診断、早期対応、地域での生活を支える医療サービスの構築、地域での生活を支える介護サービスの構築、地域での日常生活・家族の支援の強化、医療・介護サービスを担う人材の育成等の施策に取り組みます。

本町は、今後、認知症地域支援員の確保、認知症初期集中支援チームの設置を具体的に進めてまいりたいと考えております。

今も家族に認知症高齢者の方がいる御家庭では、家族の誰かが 1 人で長期間にわたり見守りや介護などに携わっている現状があります。このような御家族の負担軽減を含めた認知症対策が急がれています。

認知症を含め介護予防など、多様化する介護ニーズを介護保険制度のみで支えることにはおのずと限界があります。そこで、各地域で行われている多様な活動も大いに認知症対策等の介護予防の資源となるものと思われまます。このことから、三好勝利議員さんからの御提案を参考に、安心安全生活ネットワーク基金で取り組んだ見守り事業の実績を発展的に活用し、まんのう町の認知症対策を積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、三好勝利議員。

○三好勝利議員 わかりました。町の取り組みとしては非常に言いにくいでしょう。今までのような介護保険と違って、元気で歩き回る方を、今度、補佐するわけですから、そういう中で、本当が取り組んでおる公民館活動、いろんなサークル、ダンスとか踊り、三味線とか詩吟、カラオケ、こういうような人の場によってわいわい騒いで、結局、孤独感でずっと 1 人で考えてふさぎ込むでなくして、とにかく先ほどあったけど、デマンドタクシー、福祉タクシー、こういうのをどんどん利用して、温泉に行ったり、毎日、とにかく 1 人でずっと考える、ふさぎ込むというのを防いで、各公民館活動もありますけ

ど、相当な人が毎日来てにぎわっております。これが一番の認知症予防やと、今、中央のほうも言っておる。ただ、都会のほうは人口が多過ぎて、そういう楽しむサークルをやる場所がありません。東京なんか行ってみると、新宿何とか公民館といっても、8階建て、10階建てぐらいで駐車場はない、中全部いろんな催し物の会場になってますけど、それでも足りないというように言っております。我々の場合は四条とか高篠、神野、吉野、琴南、仲南とかいうように、そういう場がありますから、もっともっとやっぱりそこへ行くのにはデマンドタクシーなんかの回数フォローをふやしてやっていく。認知症予防に本当に生かした薬でやっていくというふうに、ぜひとも今後、町長さん、シフトを変えていただいて、公民館の館長とか社会教育課もしっかりしておりますから、そういう点に重点をシフトして、やっぱりふるさと創生の考えをやっていただきたいと思いますけど、どうですか、町長。

○関洋三議長 再答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

三好議員さん御指摘のように、介護予防、また認知症予防にもいろんな活動に参加して、積極的に社会参加していただく人がおれば、それが介護予防、また認知症予防になるということは私も十分思っておりますので、そういったことが十分できるような環境づくりにこれからも努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、三好勝利議員。

○栗田町長 さすがにやはり県の町長会の会長をしとるだけあって、出る機会が多いし、ほとんど出張出張で、町長室へ行ってもいないわけですけど、それも全部仕事で出とるから仕方ありませんけど、やはり今、町長が答弁いただいたように、できるだけ積極的に、薬じゃなくて、生きた薬を使って予算配分していただいて、元気になってもらって、痴呆を1人でも発症しないというようなまちづくりをお願いしておきます。以上で2番目を終わります。

○関洋三議長 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

○三好勝利議員 3番目も、先ほど通告にないことを言うなと議長から叱られておりますけど、私は、これ、レジュメで農業の代理耕作だけ書いてくれてあるんやけど、私は常に簡単に書いてある。農業の代理耕作、今、やっておる、それを早急に改革を願いたい。それに関連して、猿、イノシシ対策も併用してやってくれと。というのは、何回も申しますけど、やはり集約的にある程度の方が5反、1町分、2町分と預かってやっておられます。本当に米も単価が下がり、肥料は上がる、人件費は上がってくる、油だけがちょっと下がったって、そんなのは焼け石に水で、もう少し何か公的な援助がなければ、このままやっていけないと。もしどうしても集約農業がなかなか非常に難しいんだったら、課長も聞いてよ、今、やっておられる方が、何反か預かって代理耕作をやっております。そういう方に思い切って助成金をつけたらどうですか。それはやはり地域の自治会長、また

農業委員さんと話した上での話ですけど、肥料なんかもしっかりした人は広島の方から11トン買っているそうです。1俵200円違っても、やっぱり年間何百万違うというようなことを聞いております。そういう苦労しとる方がおられますから、そういう方にまず助成制度でも第一発で考えてみてください。

それと、イノシシ、猿対策ですけど、イノシシは各地区に本当に補助金いただいて、鉄柵を張ってみると、やはり相当被害が少ないそうです。ただ、猿の場合は乗り越えてくるというんで、一部地区の方からこれをいただいたんですけど、これを見てみてください。まず、中山間の高齢者家庭において、家庭菜園では鳥獣対策に毎日泣いており、家庭菜園を諦めている。地域の被害状況を調査するとともに、一つの対策として補助制度を設けた家庭菜園はできないものかというので、イノシシの場合は鉄柵を張りました。ただ、猿の場合は知恵があるから非常に難しい。そういう中で、各地区でビニールハウスとかいろんなネットを張ったものをやっております。そういう中で、中山間地域の高齢者が夢と希望を持って、将来、安心して家庭菜園を行えるような推進を設けてくれないかというのは、今までないふるさと創生の一環です。

例えば若い者が定年退職になったって、野菜をちょっと裏の畑でつくったって、結構大きくなって、さああしたから食べようかと思ったら、猿に全部持っていかれて、あんなところへは二度と帰りたくない、そういうふうな話も聞いております。ですから、限界集落を解消するのには、そういう点からでもやはり知恵を絞ってやっていく。

特に、みてください。写真があったでしょ。毎年、竹で防除柵をつくっているが、立っていることもできない小さい作業場では機械も入らない。写真2が手づくりで網を張って竹を張っているが効果なし。写真3、高齢者の方が手づくりで柵を修復して使用しているが被害が大きい。4、被害状況は、抜けない大根はその場にかじっておると。写真に載っておるでしょ。写真5では、私のタマネギは少し育った状態で全部抜き取られている。やはりつくった方は銭、金の問題じゃなくして、精神的なショックが大きくて、若い者に田舎へ帰ってこいというようなことは絶対言えないというようなことも聞いております。

対策として、家庭菜園で鉄パイプのハウスが例えばあったと仮定しませんか。ビニールだったら破られる。薄いネットだったら猿にかじられる。もしやるんだったら、昔、鶏小屋は今のようなビニール関係が発達しておりませんでしたから金網でやっておりました。金網を張ってみるかというところで、ちらっとテレビに出たんですけど、成功をおさめたところもあるそうです。また十分調査していただいて、網ですからそんなに細くなくても、猿が入るか入らんか程度、自然なものですから、ぎりぎりに入って、今度、逃げるときにすぐ逃げられんから、ある程度、猿の頭ぐらいの大きさでいいと思います。そういうのをやっぱり試験的にやってみるかどうか。それはまず今までやったような補助金制度じゃなくして、全く新しいシステムでふるさと創生の予算を出してもらおう。そういうことで、そこに写真つきで出していただいておりますから、その写真を十分見ていただいて、この辺で住んでおられる方、町長も助役さんも以前の議長もみんな町の中心部でおって、猿とか

イノシシは本当に顔も見たことない、動物園に行かなんたら見られんという方がおられますけど、奥のほうの方は、毎日、玄関で、朝、猿と格闘しております。そういう中で、やはり限界集落を守る一つの方法として、若い者がやっぱりおやじの里へ定年退職で帰って、大根でもキャベツでもつくって自分で食べようかというふうな希望が湧くような政策を、ぜひとも町長さんひとつ考えてください。試験的にやってください。大きな金は要らんとします。それをちょっとお願いします。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好勝利議員さんの御質問にお答えいたします。

国の農業施策は認定農業者、就農認定者、集落営農など担い手を中心に農地の活用を図り、農業経営の効率化を図ろうといたしております。農地の集積・集約化のために、本年度、香川県農地機構が設置され、貸し手、借り手のマッチングが行われており、まんのう町では、本年度、約12ヘクタールが成立予定であります。

農地の集積を行った担い手に対しては、要件を満たせば集積補助金など助成措置が組まれております。

また、認定農業者などの農業機械や施設等の整備について、県単補助事業の上乗せとして町も支援をしており、平成25年度には機械導入に対し県・町合わせて約1,700万円の助成を行っております。

また、地域での担い手組織である集落営農法人については、現在、5法人が設立されて活動されており、このように認定農業者、集落営農法人など、地域の担い手への農地集積・集約化を普及センターなど関係機関との連携により推進していきたいと考えております。

次に、有害鳥獣対策につきましては、国、県も事業の拡充を行い対策強化を図っておりますし、町も狩猟免許取得、捕獲、侵入防止柵などに対し助成を行い、農作物の被害防止に努めており、平成25年度には国・県・町の事業を合わせると約1,800万円の助成を行っております。

しかし、イノシシ、猿による農作物被害は増加の傾向にあり、捕獲と侵入防止対策が重要であります。先進地事例を見てみますと、個々での対策は難しく、地域での取り組みも必要であります。

三好議員さんから御提案をいただきました猿被害防止としてのパイプハウスと金網による侵入防止対策は、遊休農地発生防止と生きがい対策を合わせた有効な手段と考えます。ほかにもメッシュ柵と電気柵を組み合わせた事例も見受けられます。山間地域の農地を守るためにも、猿対策の先進事例を参考に、県の指導もいただきまして早急に検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、三好勝利議員。

○三好勝利議員 あと2分のあれで、ゼロをつけてくれて20分あったら十分いけるんだけど、町長さんが本当に詳しく理解していただきまして、ここにあるように、中山間地域の高齢者家庭が夢と希望を持って、将来、安心して家庭菜園ができるような対策を早急

に願います。もしこれが成功すれば、全国に先駆けて中山間地域のモデル地区になるのではないかと。まさに、今、ふるさと創生、あの方も山の中の出身の方です。以前の竹下総理も山の中のぼっちゃん、今度の石破さんも山の中のぼっちゃんです。だから山の中でおるからああいう発想が浮かぶんで、町長さんや助役さんみたいに町の真ん中で猿や見たことないと。ええ家庭で生まれて、何不自由なしに大きくなった方には恐らくわからんでしょう。我々みたいに苦労したから、昔なんかも、我々のところでネズミを捕まえてしっぽを持っていけば、鉛筆を1本くれよったんですよ。そんな経験ないでしょ、笑うけど。今ごろはネズミ捕まえてこいといったらえらい目に遭いますけど、そういう経験もありますから、ぜひとも高齢者の生きがい対策と、過疎地を守るのと、認知症予防全てをかみ合わせて、ぜひ1カ所からでもやってみてください。そんな金は要らんとします。町長さんの月の小遣いの半分ぐらいあったらいいと思いますから、ぜひとも予算を割いていただいて、最後の御奉公やと思って一つ残してください、猿対策ね。ぜひとも町長さん、もう一回、それをやるかやらんか。とにかく1カ所でもいいですからやってください。

○関洋三議長 再答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 十分検討して、前向きに実現できるように頑張ってまいりたいと思います。

○関洋三議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 担当課長もうなずいとるし、定年間近で、町長にしても検討して、余り検討するような問題でないから、私は言っとるんです。検討する問題やったらやっぱり十分検討してくださいという。ただビニールハウスにちょっとネット張ったって数十万円です。それで一つやってみて、猿が来んかったらええし、入ればまた考えればええし、そういう問題ですから、とにかく早急に一つやってみてください。それでテレビを呼んで放映して、全国版で流してください。それが成功すれば全国版になるでしょう。やっぱりそれぐらいはやって、どなたか言っとるけど、まんのう町が選んだ町長ですから、ぜひとも成功すると思いますから、やってください。お願いしておきます。町長がうなずいておりますから、これでちょうどええ時間になったので、ありがとうございました。

○関洋三議長 以上で、13番、三好勝利君の発言は全て終わりました。

本日の日程は以上で全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、3月20日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会といたします。お疲れでした。

散会 午後3時00分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 7 年 3 月 4 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員